

岐阜市中心市街地活性化基本計画

平成30年4月

平成30年 3月23日認定
平成30年11月29日変更
平成31年 3月26日変更
令和 元年11月29日変更
令和 2年 3月31日変更
令和 3年 3月12日変更
令和 3年 3月31日変更
令和 4年 3月 8日変更

岐 阜 市

岐阜市中心市街地活性化基本計画 目 次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 岐阜市の概要	1
[2] 中心市街地の現状分析	3
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	17
[4] これまでの中心市街地活性化に対する取り組みの検証	24
[5] 岐阜市の上位計画、関連計画における中心市街地の位置づけ	33
[6] 中心市街地の課題	39
[7] 中心市街地活性化に関する基本的な方針	41
2. 中心市街地の位置及び区域	44
[1] 位置	44
[2] 区域	44
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	46
第1号要件	46
第2号要件	49
第3号要件	53
3. 中心市街地の活性化の目標	56
[1] 中心市街地活性化の目標	56
[2] 計画期間	57
[3] 目標指標の設定	57
[4] 目標指標の具体的な数値の設定について	59
(1) 「リノベーションを活用した新たな商業担い手の創出」に関する数値目標 ..	59
(2) 「広域からも来訪したくなるような魅力の創出・発信による商業の振興」 に関する数値目標	63
(3) 「広域からも来訪したくなるような魅力の創出・発信による商業の振興」 に関する目標数値（補完指標）に関する数値目標	75
(4) 「都市機能誘導施設等の誘導、維持、利活用」に関する数値目標	80
(5) 「民間活用による居住空間の確保」に関する数値目標	84
(6) 「まちの魅力となるコンテンツの創出」+「まちの活力を支える居住者の確保」 に関する目標指標（補完指標）に関する数値目標	90
[5] フォローアップの考え方	92

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	93
[1] 市街地の整備改善の必要性	93
[2] 具体的事業の内容	94
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	101
[1] 都市福利施設の整備の必要性	101
[2] 具体的事業の内容	102
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	107
[1] まちなか居住の推進の必要性	107
[2] 具体的事業の内容	107
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	111
[1] 商業の活性化の必要性	111
[2] 具体的事業の内容等	112
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	120
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	120
[2] 具体的事業の内容	121
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	131
[1] 市町村の推進体制の整備等	131
(1) 市庁内体制	131
(2) 市議会における中心市街地活性化に関する審議内容	131
(3) 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場	134
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	135
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	142

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	145
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	145
[2] 都市計画手法の活用	146
(1) 都市計画手続の実施	146
(2) 大規模集客施設の立地規制に関する経緯	147
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	148
(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現状	148
(2) 岐阜市内の庁舎などの行政機関、病院・学校等の都市福利施設の立地状況	148
(3) 岐阜市及びその周辺の大規模小売店舗の立地状況	150
[4] 都市機能の集積のための事業等	152
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	153
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	153
[2] 都市計画との調和等	156
[3] その他の事項	158
12. 認定基準に適合していることの説明	159

■地区表現にかかる用語の定義

本計画において、地区表現にかかる用語については、おおむね次のように定義している。

中心市街地	本計画の計画区域である約 155ha < P 45 参照 >
中心部	中心市街地及び周辺地域の都心 11 地区（金華、京町、明徳、徹明、梅林、白山、華陽、本郷、木之本、加納、加納西）
柳ヶ瀬	都市再生緊急整備地域における柳ヶ瀬通周辺地域（約 9ha）< P 44 参照 >を中心とするエリア。ただし、「柳ヶ瀬地区」は、都市再生緊急整備地域における柳ヶ瀬通周辺地域を指す。
岐阜駅周辺	都市再生緊急整備地域における岐阜駅北地域（約 21ha）< P 44 参照 >を中心とするエリア。ただし、「岐阜駅周辺地区」は、都市再生緊急整備地域における岐阜駅北地域を指す。
岐阜大学 跡地周辺	公共・公益施設が多く集積する岐阜大学医学部等跡地周辺地区（約 55ha）< P 44 参照 >※2 期計画の名称は岐大跡地周辺
つかさのまち	岐阜大学医学部等跡地整備基本計画における計画策定の基本とする区域及び新庁舎建設地として新たに取得した区域< P 44 参照 >

■図表中の比率表示について

図表中の比率は、表示単位未満を四捨五入したため、計数が一致しない場合がある。

2) 中心市街地の地価公示の推移

中心市街地の地価は全体的には昭和 50 年代から見ると大きな下落傾向が続いているが、岐阜駅周辺については平成 26 年から上昇に転じている。なお、市内最高価格は、かつては柳ヶ瀬であったが、平成に入ってからは岐阜駅周辺に移っている。

岐阜市の税収の主となるものが固定資産税および都市計画税であり、地価の影響を受ける構造となっている。柳ヶ瀬の停滞に起因する地価の下落は、健全な財政を維持する上でも問題となる。

【地価公示価格】

年	岐阜駅周辺地区		柳ヶ瀬地区	
	吉野町 5丁目1~7 (大岐阜ビル)	対前年 上昇率 (%)	柳ヶ瀬通 1丁目4 (石神会館)	対前年 上昇率 (%)
			(円/㎡)	(円/㎡)
昭和58年	※ 1,350,000	-	1,440,000	-
昭和63年	※ 2,190,000	-	2,370,000	-
平成5年	※ 4,480,000	-	4,280,000	-
平成10年	※ 1,660,000	-	1,430,000	-
平成15年	※ 663,000	-	500,000	-
平成16年	※ 576,000	△ 13.1	419,000	△ 16.2
平成17年	※ 525,000	△ 8.9	365,000	△ 12.9
平成18年	※ 485,000	△ 7.6	322,000	△ 11.8
平成19年	568,000	-	296,000	△ 8.1
平成20年	603,000	6.2	290,000	△ 2.0
平成21年	603,000	0.0	278,000	△ 4.1
平成22年	583,000	△ 3.3	255,000	△ 8.3
平成23年	560,000	△ 3.9	240,000	△ 5.9
平成24年	541,000	△ 3.4	229,000	△ 4.6
平成25年	534,000	△ 1.3	220,000	△ 3.9
平成26年	544,000	1.9	214,000	△ 2.7
平成27年	552,000	1.5	209,000	△ 2.3
平成28年	569,000	3.1	205,000	△ 1.9
平成29年	587,000	3.2	201,000	△ 2.0
同地点 最高価格	5,300,000	-	5,200,000	-
同地点 最高価格年	H3. H4	-	H3. H4	-

※ 岐阜駅周辺地区は平成19年に調査地点が変更されている。

平成18年度以前は神田町9丁目1~5(トリタビル)

資料：国土交通省「地価公示」

③ 都市福利施設・公共公益施設の整備に関する状況

中心市街地内の公共公益施設は、JR 岐阜駅高架下の施設が建設される前は、岐阜市文化センターのみであり、中心市街地外での公共公益施設の建設が続いたが、近年は JR 岐阜駅高架下の活用など中心市街地内において公共公益施設が建設された。

岐阜駅周辺に位置する旧ぱるるプラザ岐阜は、平成 19 年度に、岐阜市文化産業交流センターとして生まれ変わり、その後にじゅうろくプラザと名称変更し、岐阜駅周辺における地域の文化交流活動の支援や周辺に立地する産業の活動支援の場となっている。

柳ヶ瀬の北側には、市役所を中心とした官公庁が集積しており、さらに平成 27 年度には「ぎふメディアコスモス」が開館、岐阜市立中央図書館がここに移転し、その他文化交流機能が集積した複合施設となっており、市民へのサービスを提供する拠点が形成されつつある。

<分布図 P149 参照>

【中心市街地の主な公共施設】

施設名	施設内容 (特徴的な施設についてのみ)	(人)
岐阜市文化センター	小劇場、展示場、スタジオ、催し広場、会議室ほか	175,325
岐阜市文化産業交流センター(じゅうろくプラザ)	会議室、研修室、スタジオ、ホール、展示ギャラリーほか	185,392
ハートフルスクエア G (JR岐阜駅高架下)	生涯学習拠点施設(研修室、音楽スタジオほか)	197,902
岐阜市体育ルーム (JR岐阜駅高架下)	多目的体育館、柔剣道場、空手道場ほか	96,148
岐阜市立中央図書館分館 (JR岐阜駅高架下)		※ 140,862
みんなの森 ぎふメディアコスモス	岐阜市立中央図書館、市民活動交流センター、多文化交流プラザ	1,263,982
岐阜市民会館	大ホール、展示ギャラリー、集会室	107,914
ドリームシアター岐阜	青少年文化活動施設	66,681
市役所	本庁舎・南庁舎	—
岐阜地方裁判所		—
岐阜地方検察庁		—
岐阜中警察署		—
岐阜市消防本部		—

※図書館(分館)については貸出利用者数

資料：岐阜市調べ

4) 柳ヶ瀬入り込み客数の推移

平成 4 年から平成 28 年にかけて、柳ヶ瀬の入り込み客数は、一時的に増加した時もあるが、平日は約 38%、休日は約 25% 減少しており、平成 18 年以降は一貫して減少傾向にある。このような事態を改善し、柳ヶ瀬を魅力と活気のある空間としていくには、新たな魅力づくり、多様な主体による連携が課題となる。

【柳ヶ瀬入り込み客数の推移】

	H4	H6	H8	H10	H12	H14	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28
平日（人）	29,314	27,810	21,426	26,764	22,316	17,440	18,386	16,986	15,836	13,446	13,242	11,988	11,202
休日（人）	48,030	43,762	32,894	30,718	25,178	21,718	16,456	15,944	15,204	11,926	13,656	10,824	12,222

(注1) 平日、休日とも、10:00～19:00 の通行量合計値である。

(注2) 柳ヶ瀬外縁の大通と柳ヶ瀬内の街路の交差部にある調査地点において、地区内へ流入する通行量を集計したものである。

資料：岐阜市「歩行者通行量調査」

5) 岐阜市及び周辺市町の大型店舗立地状況

岐阜市全域で唯一の百貨店となった岐阜高島屋は、平成 17 年 10 月に増床リニューアルオープンし、現在まで岐阜市の中心市街地の核店舗としての機能が維持されている。

一方、周辺市町では、平成 18 年 4 月にオープンした当時日本最大級の規模を誇る「モレラ岐阜」、平成 19 年 7 月には、イオン各務原ショッピングセンターなど大型ショッピングセンターが相次いで開業していたが、近年、10,000 m² 以上の大型店舗の立地は沈静化している。

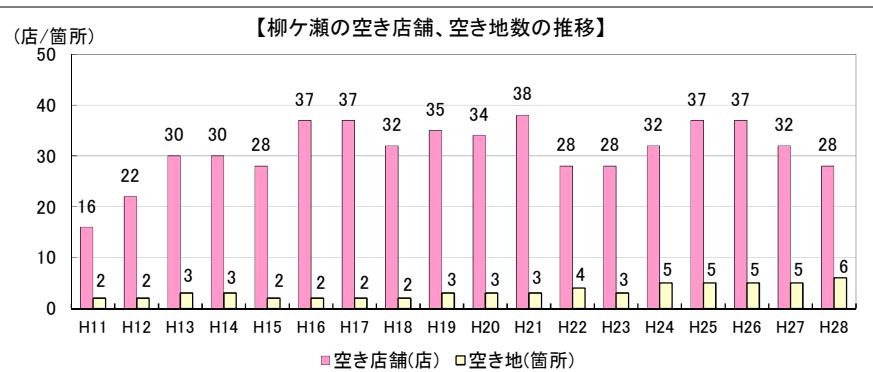
< P151 参照 >

6) 柳ヶ瀬の空き店舗、空きビル、空き地の状況

空き店舗は、近年は減少傾向がみられる。ただし、これは新規出店したことでの空き店舗が減少したものだけではなく、空き店舗が空きビル化(所有者が出店募集をしない物件、遊休不動産)したことでの空き店舗の定義に当てはまらなくなつたものもある。

【柳ヶ瀬の空き店舗、空き地数の推移】

(店/箇所)	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
空き店舗(店)	16	22	30	30	28	37	37	32	35	34	38	28	28	32	37	37	32	28
空き地(箇所)	2	2	3	3	2	2	2	2	3	3	3	4	3	5	5	5	5	6
合 計	18	24	33	33	30	39	39	34	38	37	41	32	31	37	42	42	37	34



(注)各年 2 月調査

資料：岐阜市商工観光部調べ

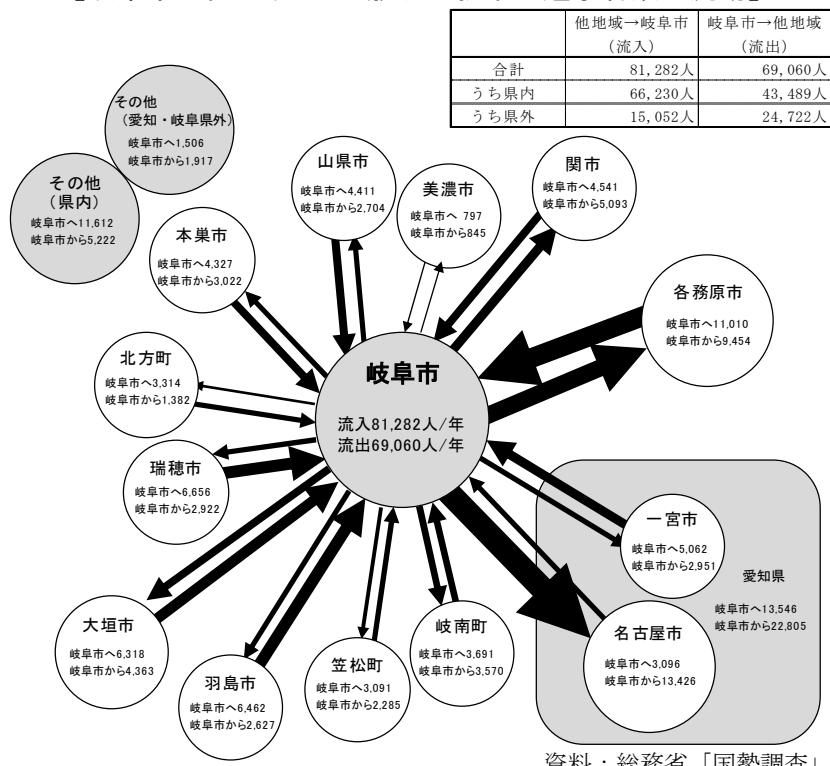
- ・このように、計画区域には、岐阜市唯一、あるいは岐阜市を代表する公共公益施設が集積し、都市機能においても岐阜市の中心としての役割を果たしている。

<公共公益施設の立地状況はP 149 参照>

○ 広い通勤圏を持つ都市

- ・国勢調査(平成 27 年)の従業者数・通学者数をみると、通勤・通学目的で市外から約 8.1 万人(岐阜市全体)が流入しているが、これらの多くは商業・業務機能が集積する中心市街地へ流入しているものと考えられる。
- ・岐阜市は、隣接市町だけでなく、岐阜広域、大垣広域、美濃広域といった広範囲な通勤通学圏をもつ。

【岐阜市と他地域の 15 歳以上就業・通学者数の流動】



資料：総務省「国勢調査」

○ 岐阜市への流入

- ・中心市街地における小売商業や都市機能の集積により、市内及び周辺地域の人々が中心市街地へ流入しているものと考えられる。

【昼間人口及び昼夜間人口比率の推移】

	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
新常住人口 (夜間人口)	420,201	422,149	420,463	418,527	415,040	413,261	413,136	406,735
岐阜市 昼間人口	443,715	448,578	449,759	449,861	443,372	433,077	428,926	420,442
うち市内在住	377,431	374,249	363,907	358,685	352,759	344,948	328,714	313,729
うち市外在住	66,186	73,931	85,577	90,551	88,659	84,776	81,528	82,110
昼夜間人口比率	105.6	106.3	107.0	107.5	106.8	104.8	103.8	103.4

(注) 「うち市内在住」「うち市外在住」には、労働力状態「不詳」を除く

資料：総務省「国勢調査」

【柳ヶ瀬の空きビル(遊休不動産)平成28年】



- 岐阜駅周辺の問屋街は、物流の仕組みや、SPA(製造小売業)海外ブランドの進出など実態が変化する中で苦戦を強いられ、平成28年の営業店舗数が169店、空き店舗率は約60%となっている。

【問屋街の空き店舗数の推移】

	平成10年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年	平成28年
店舗数 (店)	1,021	744	755	474	446	440
営業店舗数 (店)	770	451	352	242	191	169
空き店舗数 (店)	251	293	403	232	255	271
空き店舗率 (%)	24.6	39.4	53.4	48.9	57.1	61.6

資料：岐阜市商工観光部調べ

- 中心市街地における大型商業施設が閉店し、郊外における大規模小売店舗・ロードサイド店・大規模スーパー等の立地が進展した。

<大規模小売店舗の立地状況はP151参照>

○ 地価の下落

- 中心市街地の地価公示7地点の平成25年と平成29年を比較すると、岐阜駅周辺(④吉野町)は上昇傾向であるが、それ以外の地点では依然として減少傾向である。特に柳ヶ瀬(①柳ヶ瀬通)は下落幅が△8.6%と突出している。

【中心市街地の商業地7地点の増減率】

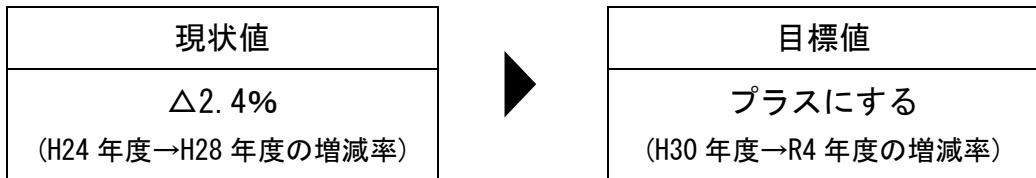
番号	住所	用途	H25 (円／㎡)	H29 (円／㎡)	H25-H29 (%)
①	柳ヶ瀬通1丁目4番(柳ヶ瀬)	商業地	220,000	201,000	△ 8.6
②	高野町6丁目13番	商業地	117,000	114,000	△ 2.5
③	金園町1丁目14番外	商業地	144,000	136,000	△ 5.5
④	吉野町5丁目17番外(岐阜駅周辺)	商業地	534,000	587,000	9.9
⑤	今小町24番2外	商業地	172,000	163,000	△ 5.2
⑥	金町5丁目19番外	商業地	217,000	215,000	△ 0.9
⑦	若宮町8丁目11番外	商業地	123,000	118,000	△ 4.0

資料：国土交通省「地価公示」

以上に示したとおり、岐阜市の中心市街地は衰退傾向にあ

(6) 「まちの魅力となるコンテンツの創出」+「まちの活力を支える居住者の確保」
に関する目標指標(補完指標)に関する数値目標

- ・数値目標【補完】：地価[中心市街地の商業地 7 地点の増減率の平均]



① 目標指標設定の考え方

本計画の目指す中心市街地の都市像「エリアの空間需要を喚起し、投資が起こる持続可能なまち」の達成状況を確認するため、中心市街地のエリアの価値を総合的に判断して示す「地価」を補完指標として設定する。

② 現状値と目標値の設定について

中心市街地の商業地 7 地点の増減率の平均 (H24～H28) を算出し、これを参考に目標値を設定する。岐阜駅周辺(④吉野町)は地価が上昇に転じ、またその北側エリア(⑥金町)も下げ止まってプラスに転じている状況にある。柳ヶ瀬においても各種施策の実施効果による民間投資を誘発し、中心市街地の地価増減率をプラスにすることを目標とする。

各地点の地価の推移と増減率の平均(地点の位置図:次頁に示す)

通番	場所	用途	地価					
			H24	H25	H26	H27	H28	H24-H28
①	岐阜5-1 柳ヶ瀬通1丁目4番	商業地	地価 (円/m ²)	220,000	214,000	209,000	205,000	201,000
			対前年度比率 (%)	-	△ 2.8	△ 2.4	△ 2.0	△ 2.0
②	岐阜5-2 高野町6丁目13番	商業地	地価 (円/m ²)	117,000	115,000	114,000	114,000	114,000
			対前年度比率 (%)	-	△ 1.7	△ 0.9	0.0	0.0
③	岐阜5-3 金園町1丁目14番外	商業地	地価 (円/m ²)	144,000	142,000	140,000	138,000	136,000
			対前年度比率 (%)	-	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.5
④	岐阜5-5 吉野町5丁目17番外	商業地	地価 (円/m ²)	534,000	544,000	552,000	569,000	587,000
			対前年度比率 (%)	-	1.8	1.4	3.0	3.1
⑤	岐阜5-16 今小町24番2外	商業地	地価 (円/m ²)	172,000	168,000	166,000	164,000	163,000
			対前年度比率 (%)	-	△ 2.4	△ 1.2	△ 1.2	△ 0.6
⑥	岐阜5-18 金町5丁目19番外	商業地	地価 (円/m ²)	217,000	213,000	211,000	213,000	215,000
			対前年度比率 (%)	-	△ 1.9	△ 0.9	0.9	0.9
⑦	岐阜5-23 若宮町8丁目11番外	商業地	地価 (円/m ²)	123,000	121,000	120,000	119,000	118,000
			対前年度比率 (%)	-	△ 1.7	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.8

対前年度比率 平均 △ 1.4 △ 0.9 △ 0.2 △ 0.1 △ 2.4

【目標値】プラスにする [H30→R4]

資料：国土交通省「地価公示」

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

現在の岐阜市の中心市街地は、戦災復興による土地区画整理事業により、その骨格が形成された。都市計画道路の大半が改良され、車社会の到来にあわせて来街者のための駐車場も整備されてきた。

岐阜市発展の原動力となった繊維産業は、戦後旧国鉄岐阜駅前において始まり、昭和24年頃から、現在の岐阜駅周辺の「問屋街」への集積が急速に進んだ。県内随一の繁華街である「柳ヶ瀬商店街」は、そういう繊維問屋街への業者の接客の場として発展したという側面もある。岐阜市の中心市街地には、こうした戦後間もなく建設された建築物も多く残っており、環境・防災の面でも問題を抱えている。

整備改善の状況をみると、岐阜駅周辺は、平成10年度にJR東海道本線、高山本線の連続立体交差事業が完成し、次いで、岐阜駅北口土地区画整理事業に着手し、平成21年9月には交通結節点であるJR岐阜駅に全国最大規模の駅前広場が完成した。また、周辺では土地の高度利用化や街並み整備による新たな商業と業務機能等の誘導を目的として市街地再開発事業、優良建築物等整備事業が行われ、平成19年10月に完成した岐阜シティ・タワー43や平成24年8月に完成した岐阜スカイウェーブ37によるツインタワーといった新たな岐阜のシンボルの形成など、未来に向けた成長を可能とする骨格を築き上げてきた。

柳ヶ瀬は、老朽化した建築物の建替えと土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能更新を目的とした市街地再開発事業が行われ、平成24年3月にはオアシス柳ヶ瀬ビルが完成し、令和4年度には高島屋南地区第一種市街地再開発事業が完成する予定である。

また、岐阜駅周辺及び柳ヶ瀬の間に位置する玉宮通りは、街並みの景観を創出するための街並み整備推進事業を実施するとともに、人々が集い、にぎわいと活力のあふれた魅力ある「通り」を実現するため無電柱化の整備を進めていく予定である。

つかさのまちは、平成27年7月に「みんなの森 ぎふメディアコスモス」が開館し、令和3年度には新庁舎が開庁することから、道路改良による当エリアの回遊性の向上を図るとともに、歩行者等の安全性・快適性向上を図るための取り組みを進めることとしている。

(2) 市街地の整備改善の必要性

こうした現状を踏まえ、岐阜市では、「市街地整備改善」を図るために以下の事業を基本計画に位置づける。

高島屋南地区整備事業（高島屋南地区第一種市街地再開発事業）、岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業、公共サイン整備事業、岐阜市中心部地域都市再生総合整備事業、司町1号線ほか1路線道路整備事業、無電柱化推進事業、自転車走行環境整備事業、街並み整備推進事業、金公園再整備事業

(3) フォローアップの考え方

計画期間の毎年度に進捗調査を行い、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(玉宮) 【事業名】 ・金公園再整備事業 【内容】 ・岐阜市のセンターゾーンの中心に位置する金公園において、多くの市民が集い、憩い、うるおい、にぎわいあふれる都市公園へと再整備するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。 【実施時期】 ・R2～R4	岐阜市	中心市街地の中心に位置する金公園を、多くの人が集い、憩い、うるおい、にぎわいあふれる都市公園へと再整備するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・中心市街地再活性化特別対策事業 【実施時期】 ・R3～R4	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
<p>(柳ヶ瀬) 【事業名】 ・高島屋南地区整備事業 (高島屋南地区第一種市街地再開発事業)</p> <p>【内容】 ・敷地面積 約 6,500 m² ・規模構造 地上 35 階建 地下 1 階 ・主要用途 住宅約 300 戸、商業施設、公益的施設、駐車場</p> <p>【実施時期】 ・H24～R4</p>	市街地再開発組合	<p>本事業は、県下唯一の繁華街である柳ヶ瀬に位置し、市内唯一の百貨店である岐阜高島屋に隣接するなどの優れた立地条件を活かすことで柳ヶ瀬の商業機能の改善、増進が期待できる。</p> <p>また、老朽化した建築物の建替えにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、都心居住の促進並びに商業核施設の整備を行うものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出やまちの活力を支える居住者の確保を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置内容】 ・社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>【実施時期】 ・H24～R1</p>	

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項																						
<p>(駅周辺)</p> <p>【事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 約 2,800 m² ・規模構造 地上 24 階建 ・主要用途 商業施設、業務(福祉)施設、住宅 106 戸、駐車場 <p>【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25～H30 	市街地再開発組合	<p>本事業は、JR 岐阜駅と名鉄岐阜駅との間に位置するなど優れた立地条件を活かし、商業施設や住宅の整備を行うとともに、超高齢社会のニーズに対応した福祉施設の整備を行うものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出やまちの活力を支える居住者の確保を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>【進捗状況】</p> <table border="1"> <tr><td>平成 14 年度</td><td>研究会設立</td></tr> <tr><td>平成 17 年度</td><td>協議会設立</td></tr> <tr><td>平成 18 年度</td><td>準備組合設立</td></tr> <tr><td>平成 19 年度</td><td>基本計画作成</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>都市計画決定</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>都市計画変更</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>推進計画作成</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>基本設計等</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>都市計画変更、組合設立認可</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>工事着手</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>完成</td></tr> </table>	平成 14 年度	研究会設立	平成 17 年度	協議会設立	平成 18 年度	準備組合設立	平成 19 年度	基本計画作成	平成 20 年度	都市計画決定	平成 22 年度	都市計画変更	平成 23 年度	推進計画作成	平成 25 年度	基本設計等	平成 26 年度	都市計画変更、組合設立認可	平成 27 年度	工事着手	平成 30 年度	完成	<p>【支援措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） <p>【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25～H30 	
平成 14 年度	研究会設立																									
平成 17 年度	協議会設立																									
平成 18 年度	準備組合設立																									
平成 19 年度	基本計画作成																									
平成 20 年度	都市計画決定																									
平成 22 年度	都市計画変更																									
平成 23 年度	推進計画作成																									
平成 25 年度	基本設計等																									
平成 26 年度	都市計画変更、組合設立認可																									
平成 27 年度	工事着手																									
平成 30 年度	完成																									
<p>(岐阜大学跡地周辺)</p> <p>【事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司町 1 号線ほか 1 路線道路整備事業 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化 ・道路改良 <p>【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29～R2 	岐阜市	<p>司町 1 号線ほか 1 路線は、令和 3 年度に開庁を予定している新庁舎の東側に位置する東西道路(司町 1 号線)及び南北道路(司町 2 号線)である。</p> <p>新庁舎は防災拠点であり、地震時等電柱倒壊による道路閉塞を解消するため、周辺道路を無電柱化し、防災機能の向上を図る。また、司町 1 号線からは金華山や岐阜城が望め、無電柱化による良好な景観形成を図る。さらに、新庁舎開庁に伴い庁舎利用者や図書館複合施設ぎふメディアコスモス利用者の増加が見込まれるため、道路改良により岐阜大学跡地周辺の回遊性の向上とともに、歩行者等の安全性・快適性向上を図るものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（岐阜市中央部地区）） <p>【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29～R1 																							

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(玉宮) 【事業名】 ・無電柱化推進事業 (市道蕪城町玉宮線) 【内容】 ・道路修景整備事業 ・整備延長 L=710 m 【実施時期】 ・H21～R4	岐阜市	本事業は、玉宮通りの無電柱化による魅力ある都市景観を形成することで、人々が集い、にぎわいと活力のあふれた魅力ある「通り」を実現するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・防災・安全交付金（道路事業） 【実施時期】 ・R1	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(駅周辺) 【事業名】 ・岐阜市中心部地域 都市再生総合整備 事業（岐阜駅周辺 地区整備事業） 【内容】 ・駅前広場周辺整備 【実施時期】 ・H14～R10	岐阜市	本事業は、駅前広場区域外の歩行者用デッキの整備を行うことで、公共交通利用者の利便性向上を図るものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・社会資本整備総合交付金（都市再生総合整備事業（岐阜駅周辺地区）） 【実施時期】 ・H26～H30、 R4～R10	

<p>〔再掲〕 (柳ヶ瀬)</p> <p>【事業名】 ・高島屋南地区整備事業 (高島屋南地区第一種市街地再開発事業)</p> <p>【内容】 ・敷地面積 約 6,500 m² ・規模構造 地上 35 階建 地下 1 階 ・主要用途 住宅約 300 戸、商業施設、公益的施設、駐車場</p> <p>【実施時期】 ・H24～R4</p>	市街地再開発組合		<p>【支援措置内容】 ・スマートウェルネス住宅等推進事業(地域生活拠点型再開発事業)</p> <p>【実施時期】 ・R2～R4</p>	
<p>(岐阜大学跡地周辺)</p> <p>【事業名】 ・公共サイン整備事業</p> <p>【内容】 ・歩行者系サインの新設</p> <p>【実施時期】 ・R2</p>	岐阜市	<p>新庁舎建設整備に合わせ、市街地と駅を結ぶ主要道の回遊性等、中心市街地の活性化の向上のために新規サインの設置を行うものであり、まちを分かりやすく案内し、市民や外来者がスムーズに行動できるように支援するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置内容】 ・都市構造再編集中支援事業</p> <p>【実施時期】 ・R2</p>	
<p>〔再掲〕 (岐阜大学跡地周辺)</p> <p>【事業名】 ・司町 1 号線ほか 1 路線道路整備事業</p> <p>【内容】 ・無電柱化 ・道路改良</p> <p>【実施時期】 ・H29～R2</p>	岐阜市	<p>〔再掲〕 (岐阜大学跡地周辺)</p> <p>【事業名】 ・司町 1 号線ほか 1 路線道路整備事業</p> <p>【内容】 ・無電柱化 ・道路改良</p> <p>【実施時期】 ・H29～R2</p> <p>【支援措置内容】 ・都市構造再編集中支援事業</p> <p>【実施時期】 ・R2</p>		

<p>【再掲】 (玉宮)</p> <p>【事業名】 ・無電柱化推進事業 (市道蕪城町玉宮線)</p> <p>【内容】 ・道路修景整備事業 ・整備延長 L=710 m</p> <p>【実施時期】 ・H21～R4</p>	岐阜市	<再掲 P97 参照>	<p>【支援措置内容】 ・無電柱化推進計画事業補助</p> <p>【実施時期】 ・R2～R4</p>	
<p>【再掲】 (玉宮)</p> <p>【事業名】 ・金公園再整備事業</p> <p>【内容】 ・岐阜市のセンター ゾーンの中心に位置する金公園において、多くの市民が集い、憩い、うるおい、にぎわいあふれる都市公園へと再整備を行う</p> <p>【実施時期】 ・R2～R4</p>	岐阜市	<再掲 P94 参照>	<p>【支援措置内容】 ・都市構造再編集中支援事業</p> <p>【実施時期】 ・R2～R4</p>	

(4) 国の支援がない他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他事項
<p>(駅周辺、柳ヶ瀬、岐阜大学跡地周辺)</p> <p>【事業名】 ・自転車走行環境整備事業</p> <p>【内容】 ・自転車走行位置明示等</p> <p>【実施時期】 ・H25～R8</p>	岐阜市	<p>近年、自転車は環境負担の低い交通手段であることや、健康志向の高まりを背景にその利用ニーズが高まっている。その一方で、特に中心市街地においては、朝・夕の通勤、通学時間帯に自転車が集中し、自転車と歩行者の錯綜が見られ危険であるため、自動車、自転車、歩行者等の棲み分けが必要となっている。</p> <p>そこで、安全、安心な自転車走行環境の形成により、「歩行者・自転車にやさしい都市」が実現され、集約型都市構造を支える交通体系が整った都市の実現と、自転車・歩行者への安全性が高まることによる中心市街地への自転車アクセスの向上を図るものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>(玉宮)</p> <p>【事業名】 ・街並み整備推進事業</p> <p>【内容】 ・玉宮通り修景整備事業</p> <p>【実施時期】 ・H5～R1</p>	玉宮まちづくり協議会、岐阜市	<p>玉宮通り地区において、地域住民がまちづくり協定に沿った、ゆとりある歩行者空間の創出、緑化推進等を進めることにより活性化や回遊性の向上を図るものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

岐阜市は、平成29年3月に策定した、岐阜市立地適正化計画において中心市街地を含む都心拠点で日常生活に必要な都市機能とより高度で多様な都市機能の集積を進め、市内外の多くの人が岐阜市の魅力を享受できる都市空間の形成を図ることとしている。

エリア別の整備状況をみると、岐阜駅周辺は、JR東海道線高架事業の整備に合わせ、平成14年に駅高架下のハートフルスクエアーGに岐阜市立中央図書館分館や岐阜市生涯学習センターなどが開設された。また、平成19年9月には「旧ぱるるプラザ岐阜」を岐阜市文化産業交流センターとしてオープン、同年10月には岐阜シティ・タワー43の低層階に福祉・医療施設が整備され、様々な機能の充実が図られている。さらに平成24年8月に完成した岐阜スカイウイング37の低層階には、岐阜大学のサテライトキャンパスをはじめ岐阜市信用保証協会などが入居している。

柳ヶ瀬では、活性化の起爆剤として期待される高島屋南地区第一種市街地再開発事業の建物内に、高島屋南地区公共施設整備事業として子育て支援施設、健康・運動施設等の公共施設を整備することとしている。

岐阜大学跡地周辺は、市役所、中央図書館や市民活動交流センター等の複合施設「みんなの森 ぎふメディアコスモス」をはじめ多数の公共・公益施設が点在し、本市のシビックゾーンを形成している。また、「岐阜大学医学部等跡地整備基本計画」に掲げる基本方針などを踏まえ、ぎふメディアコスモス南側には、新庁舎を建設する事業が計画されており、「市民に開かれた新庁舎」として、主要な行政窓口とともに、レストランやコンビニエンスストア、郵便局といった各種施設を集約し、市民の利便性向上を図ることとしている。

このように、中心市街地には多くの官公庁や公共・公益施設が立地しているが、立地適正化計画に示された都市空間も形成するため、今後も都市福利施設の整備を推進していく必要がある。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

こうした現状を踏まえ、岐阜市では「都市福利施設の整備」を図るために、以下の事業を基本計画に位置づける。

新庁舎建設事業、高島屋南地区整備事業（高島屋南地区公共施設整備事業）、
健康ステーション事業

(3) フォローアップの考え方

計画期間の毎年度に進捗調査を行い、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業 該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
<p>(岐阜大学跡地周辺)</p> <p>【事業名】 ・新庁舎建設事業</p> <p>【内容】 ・新庁舎 延べ面積 39,504 m² ・立体駐車場 延べ面積 17,138 m²</p> <p>【実施時期】 ・H27～R2</p>	岐阜市	<p>本事業は、「岐阜大学医学部等跡地整備基本計画」に掲げる基本方針などを踏まえ、平成 26 年に基本計画を策定し、「ぎふメディアコスモス」の南側に、新庁舎及び公共駐車場を備えた立体駐車場を建設するものである。</p> <p>「市民に開かれた新庁舎」として、年間約 120 万人が来館するぎふメディアコスモスと連携し、さらなるにぎわいとまちの魅力を創出する。</p> <p>新庁舎の 1 階から 3 階の低層階には、主要な行政窓口とともに、レストランやコンビニエンスストア、郵便局といった各種施設を集約し、市民の利便性の向上を図るとともに、新庁舎に隣接する立体駐車場の 1 階には、連節バスも停車できる拠点的バス停を整備し、様々な交通手段に対応する。</p> <p>また、新庁舎とぎふメディアコスモスに面した「みんなの広場 カオカオ」は、現在の約 2,470 m²の約 1.7 倍に拡張し、より大規模なイベントの開催を可能にする。</p> <p>そして、公共駐車場は、この地のにぎわいを支える施設として、必要台数を確保し、閉庁時も開放する計画とする。</p> <p>また、新庁舎とぎふメディアコスモスが隣接することで相乗効果を發揮し、より大きなにぎわいを創出するとともに、そのにぎわいを柳ヶ瀬、さらに中心市街地全体に波及させることを目指すものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置内容】 ・ 中心市街地再活性化特別対策事業</p> <p>【実施時期】 ・ R1～R2</p>	

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(柳ヶ瀬) 【事業名】 ・高島屋南地区整備事業 (高島屋南地区公共施設整備事業) 【内容】 ・市街地再開発事業などと連携した公共施設の設置 ・高島屋南地区第一種市街地再開発事業内に整備 【実施時期】 ・H24～R4	岐阜市	本事業は、柳ヶ瀬の「活性化」と「にぎわいの創出」に資する高島屋南地区第一種市街地再開発事業により整備する建物内に、公共施設として子育て支援施設、健康・運動施設等が整備されることで、まちなか居住の推進や新たなにぎわいの創出に寄与するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・中心市街地再活性化特別対策事業 【実施時期】 ・R1～R4	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
[再掲] (岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・新庁舎建設事業 【内容】 ・新庁舎 延べ面積 39,504 m ² ・立体駐車場 延べ面積 17,138 m ² 【実施時期】 ・H27～R2	岐阜市	<再掲 P 102 参照>	【支援措置内容】 ・防災・安全交付金（優良建築物等整備事業） 【実施時期】 ・H29～R2	

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
<p>[再掲] (柳ヶ瀬)</p> <p>【事業名】 ・高島屋南地区整備事業 (高島屋南地区公共施設整備事業)</p> <p>【内容】 ・市街地再開発事業などと連携した公共施設の設置 ・高島屋南地区第一種市街地再開発事業内に整備</p> <p>【実施時期】 ・H24～R4</p>	岐阜市	<p style="text-align: center;"><再掲 P103 参照></p>	<p>【支援措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（岐阜市中央部地区）） <p>【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1 	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
<p>[再掲] (岐阜大学跡地周辺)</p> <p>【事業名】 ・新庁舎建設事業</p> <p>【内容】 ・新庁舎 延べ面積 39,504 m² ・立体駐車場 延べ面積 17,138 m²</p> <p>【実施時期】 ・H27～R2</p>	岐阜市	<p style="text-align: center;"><再掲 P 102 参照></p>	<p>【支援措置内容】 ・防災・安全交付金(防災・省エネまちづくり緊急促進事業)</p> <p>【実施時期】 ・H29～R2</p> <p>【支援措置内容】 ・環境・ストック活用補助金(サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型))</p> <p>【実施時期】 ・H30～R2</p> <p>【支援措置内容】 ・都市構造再編集中支援事業</p> <p>【実施時期】 ・R2</p>	
<p>[再掲] (柳ヶ瀬)</p> <p>【事業名】 ・高島屋南地区整備事業 (高島屋南地区公共施設整備事業)</p> <p>【内容】 ・市街地再開発事業などと連携した公共施設の設置 ・高島屋南地区第一種市街地再開発事業内に整備</p> <p>【実施時期】 ・H24～R4</p>	岐阜市	<p style="text-align: center;"><再掲 P 103 参照></p>	<p>【支援措置内容】 ・都市構造再編集中支援事業</p> <p>【実施時期】 ・R2～R4</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
<p>(駅周辺、玉宮、柳ヶ瀬)</p> <p>【事業名】 ・健康ステーション事業（岐阜市柳ヶ瀬健康ステーション）</p> <p>【内容】 ・健康増進施設</p> <p>【実施時期】 ・H23～</p>	岐阜市	柳ヶ瀬に健康増進とにぎわいの創出を目的とした、「岐阜市柳ヶ瀬健康ステーション」を開設し、健康測定機器や更衣室・シャワー室を設置、また健康に関する教室の開催など健康情報を発信するとともに、ウォーキングやジョギング等で柳ヶ瀬周辺を回遊してもらうものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一緒にとして行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] まちなか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

中心市街地の人口は、モータリゼーションの進展、郊外での住宅団地開発、公共公益施設の郊外移転等に伴い、これまで一貫して減少してきた。

しかし、中心市街地活性化の取り組みの中で、まちなか居住の推進を重点施策として取り組んできたことから、近年は人口の減少傾向が緩やかになりつつある。

近年の主な新築マンションの供給状況と人口動向に着目すると、平成24年8月には岐阜スカイウイング37で270戸、平成26年7月にはプレサンスロジエ岐阜金公園で88戸がそれぞれ供給され、その結果、それぞれの完成時期には中心市街地の人口が増加に転じている。

しかし、新築マンションが供給されない年次は、引き続き中心市街地の人口はマイナストレンドで推移している。

(2) 居住環境の向上のための事業等の必要性

中心市街地が、その活力を維持し、持続可能なまちとなるためには、それらの源泉となる居住者を確保することは必要不可欠であることから、引き続き、まちなか居住を重点施策として展開する。

具体的には、民間投資を誘発し、良質な住宅供給を誘導するために、市街地再開発事業等のハード事業と、中心市街地への居住を誘導するソフト事業の双方を展開することとし、以下の事業を基本計画に位置づける。

高島屋南地区整備事業（高島屋南地区第一種市街地再開発事業）、岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業、まちなか居住支援事業、ライオンズ岐阜マークスフォート整備事業、「ぎふし子育て応援アプリ」運営事業

(3) フォローアップの考え方

計画期間の毎年度に進捗調査を行い、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
<p>[再掲] (柳ヶ瀬)</p> <p>【事業名】 ・高島屋南地区整備事業 (高島屋南地区第一種市街地再開発事業)</p> <p>【内容】 ・敷地面積 約 6,500 m² ・規模構造 地上 35 階建 地下 1 階 ・主要用途 住宅約 300 戸、商業施設、公益的施設、駐車場</p> <p>【実施時期】 ・H24～R4</p>	市街地再開発組合	<再掲 P95 参照>	<p>【支援措置内容】 ・社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>【実施時期】 ・H24～R1</p>	
<p>[再掲] (駅周辺)</p> <p>【事業名】 ・岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業</p> <p>【内容】 ・敷地面積 約 2,800 m² ・規模構造 地上 24 階建 ・主要用途 商業施設、業務(福祉)施設、住宅 106 戸 駐車場</p> <p>【実施時期】 ・H25～H30</p>	市街地再開発組合	<再掲 P96 参照>	<p>【支援措置内容】 ・社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>【実施時期】 ・H25～H30</p>	

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(駅周辺、柳ヶ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 <ul style="list-style-type: none">・まちなか居住支援事業 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・まちなかへの居住者に対する費用等の一部助成 【実施時期】 <ul style="list-style-type: none">・H23～	岐阜市	中心市街地において、新築住宅を取得するために金融機関と住宅ローンを契約した者に対し、建設費又は購入費の一部を助成することで、良質な住宅の建設・流通を促進し、住宅を取得しようとする者の居住を誘導するものであり、まちの活力を支える居住者の確保を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 <ul style="list-style-type: none">・社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等と一緒に効果促進事業） 【実施時期】 <ul style="list-style-type: none">・H28～R1	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
[再掲] (柳ヶ瀬) 【事業名】 <ul style="list-style-type: none">・高島屋南地区整備事業 (高島屋南地区第一種市街地再開発事業) 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・敷地面積 約 6,500 m²・規模構造 地上 35 階建 地下 1 階・主要用途 住宅約 300 戸、商業施設、公益的施設、駐車場 【実施時期】 <ul style="list-style-type: none">・H24～R4	市街地再開発組合	<再掲 P95 参照>	【支援措置内容】 <ul style="list-style-type: none">・スマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業） 【実施時期】 <ul style="list-style-type: none">・R2～R4	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
<p>(柳ヶ瀬周辺)</p> <p>【事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライオンズ岐阜 マーカスフォート 整備事業 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 約 645 m² ・規模構造 地上 14 階 ・主要用途 住宅 52 戸、駐車場 <p>【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29～H30 	(株) 大京	本事業は、分譲共同住宅(ファミリー向け)を整備するものであり、まちの活力を支える居住者の確保を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>(駅周辺、柳ヶ瀬、岐阜大学跡地周辺)</p> <p>【事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ぎふし子育て応援 アプリ」運営事業 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン向 けアプリで子育て 情報を発信 <p>【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28～ 	岐阜市	本事業は、子育て支援体制を充実するため、子育てに役立つ情報や中心市街地に立地するドリームシニア岐阜や ぎふメディアコスモスなどで開催される様々なイベント情報をスマートフォンアプリで配信するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出やまちの活力を支える居住者の確保を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

7. 中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

岐阜市は、柳ヶ瀬や名鉄岐阜駅前を中心とした商店街と大型店の集積により、広域的な商業拠点を形成してきた。しかし、モータリゼーションの進展や住宅の郊外化による都市構造の変化、周辺市町における大型店やロードサイド店の進出、中心市街地からの大型店の撤退などの環境変化のなかで、中心市街地の商業は厳しい状況にある。例えば、中心市街地の大型店舗は平成11年の京都近鉄百貨店から平成21年の岐阜メルサまで11年間で7つの大型店舗が閉店した。また小売業販売額は、市全域が平成9年の5,788億円から平成26年には4,162億円と約28%減少したのに対し、中心市街地では、平成9年の1,271億円から平成26年には418億円と約67%減少している。

一方、そうした中でも、平成21年の新岐阜百貨店跡地へのE C T(複合商業施設)のオープンや平成23年の旧岐阜メルサフアッショング館へのドン・キホーテ柳ヶ瀬店のオープンなど、大型店舗の新規出店が続いていることから、商業活性化に向け、明るい兆しが見えつつある。

また、岐阜市の商業の中心である柳ヶ瀬商店街では、日ノ出町商店街におけるアーケードのリニューアルによる商業環境の整備、商店街振興組合による信長楽市の実施、岐阜市にぎわいまち公社による岐阜市柳ヶ瀬あい愛ステーションの運営、当ステーションを活用した小学生を対象にした社会見学プログラム「柳ヶ瀬商店街探検隊」の実施など、商店街の活性化に向けた各種取り組みが進められている。

また、民間まちづくり会社である「柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社」が、平成28年12月に設立され、マルシェ型路上イベント「サンデービルヂングマーケット」による新たな魅力ある事業者の創出やリノベーションまちづくりの啓発事業を実施し、商業の担い手を創出する活動を行っている。その核的事業として、日ノ出町のロイヤルビルの空き区画を創業希望者が出店しやすいスペースにリノベーションする「ロイヤル40(ヨンマル)」事業を展開し、まちに魅力的なコンテンツを創出することで活性化につなげている。

(2) 商業の活性化のための事業及び措置の必要性

柳ヶ瀬を商業地として再生させ、次世代につながる新しい魅力が集積した商いの場とすることが必要である。そのためには、買い物客の創出、創業者の創出、商店店主の意識改革、個店の魅力づくり、安全で快適な商業環境づくり、地域住民などを惹きつける魅力の創出、まちの魅力の発信などを積極的に進めていく必要がある。また、集客の核となる魅力ある商業施設等を効果的に誘導・立地させることで、その周辺に新しい流れを生み出すことになる。

そのため、以下の事業を基本計画に位置づける。

- (1) 遊休地や空き店舗の利活用、出店を促進するための、大規模小売店舗立地法の特例措置、不動産のリノベーション及び貸し出し事業、空き店舗対策事業、遊休不動産利活用促進事業
- (2) にぎわいの創出を図るための、信長楽市、道三まつり、ぎふ信長まつり、柳ヶ瀬ジュラシックアーケード、せんい祭、サンデービルディングマーケット、ぎふ信長楽市推進事業、商店街魅力向上事業、岐阜駅前・玉宮の都市観光化事業
- (3) 柳ヶ瀬エリアをプロモーションするための、中心市街地イベント発信事業「のぶすと！」、柳ヶ瀬の広報戦略事業

(3) フォローアップの考え方

計画期間の毎年度に進捗調査を行い、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容等

(1) 法に定める特別の措置に関する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他 の事項
(駅周辺、柳ヶ瀬) 【事業名】 ・大規模小売店舗立地法の特例措置 【内容】 ・第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定 【実施時期】 ・H19～	岐阜県	中心市街地への大規模小売店舗の出店を促進するために、大規模小売店舗立地法の特例措置を活用し、センサ、長崎屋など大型店撤退跡地や市街地再開発事業等により併設される商業スペースへの大規模小売店舗の出店を図るものである。 これによって、中心商店街の集客力を高めることにつながるものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な措置である。	【支援措置内容】 ・大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域） 【実施時期】 ・H19～	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他
(主に柳ヶ瀬) 【事業名】 ・空き店舗対策事業 【内容】 ・店舗賃借料・初期費用の一部を補助 【実施時期】 ・H18~	岐阜市	中心市街地の空き店舗を減らし、商店街の活性化を図るために、意欲のある商店主を呼び込み定着してもらうため、新規出店者に対し助成するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 ・H19~	
(駅周辺、神田町) 【事業名】 ・信長楽市 【内容】 ・歩行者利便増進道路制度を活用し、円徳寺及びその周辺地域の歩道を会場として、マーケットやワークショップ等を定期的に開催し、併せてフラッグアート展を実施。 【実施時期】 ・H28~	岐阜市商店街振興組合連合会	【位置づけ】 商店街・県内地域の店舗によるマーケットや家族連れで参加できるワークショップ等の定期開催に併せ、フラッグアート展を実施することにより中心市街地への集客を図るこの事業は、目標②「広域からも来訪したくなるようなまちの魅力の創出・発信による商業の振興」に資する事業に位置づけられる。 【必要性】 来街者の増加につながり、「歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。	【支援措置内容】 ・中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 ・H28. 4~R5. 3	
(駅周辺、柳ヶ瀬) 【事業名】 ・道三まつり (イベントシリーズ“春”) 【内容】 ・イベント 【実施時期】 ・S47~	まつり実行委員会	道三まつりは、岐阜を代表する春のまつりで、県内外から多くの来街者を集客するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 ・H19~	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
(駅周辺、柳ヶ瀬) 【事業名】 ・ぎふ信長まつり (イベントシリーズ“秋”) 【内容】 ・イベント 【実施時期】 ・S32～	まつり実行委員会	ぎふ信長まつりは、岐阜を代表する秋のまつりで、県内外から多くの来街者を集客するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 ・H19～	
(柳ヶ瀬) 【事業名】 ・柳ヶ瀬ジュラシックアーケード 【内容】 ・イベント 【実施時期】 ・H23～	岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会	平成29年度まではど真ん中夏まつりの中の1イベントとして実施してきた事業であるが、スケールアップし単独事業として実施する。 柳ヶ瀬ジュラシックアーケードは、柳ヶ瀬商店街のアーケードを利用して、恐竜ロボットを展示することで商店街の活性化を図るものである。顧客薄である子ども連れのファミリー客層の来街者を集めるものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 ・H30～	
(駅周辺) 【事業名】 ・せんい祭 【内容】 ・イベント 【実施時期】 ・H19～	一般社団法人岐阜ファンション産業連合会	年4回、一般消費者を対象とした売り出しを行うもので、各種媒体へのPRを通じて来客を増やし、JR岐阜駅前繊維問屋街等の活性化を図るものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 ・H19～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
(柳ヶ瀬) 【事業名】 ・Wood Go!! 【内容】 ・柳ヶ瀬商店街及び岐阜高島屋を会場として、小中学生とその保護者を対象に、木材産業の職業体験及び木をテーマにした商店街回遊イベントを実施。 【実施時期】 ・R4～	「WOOD GO!!」実行委員会	<p>【位置づけ】 木材産業の職業体験に併せて木をテーマにした商店街のWOODラリーや、クラフトワークで作った木の食器や箸、スプーンを飲食店に持参しサービスを受ける回遊イベントを実施することにより中心市街地への集客を図るこの事業は、目標②「広域からも来訪したくなるようなまちの魅力の創出・発信による商業の振興」に資する事業に位置づけられる。</p> <p>【必要性】 参加者とその同伴者を集客し、商店街周辺の購買、消費行動につなげることから、本事業をきっかけに来街者の増加につながり、「歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【支援措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化ソフト事業 <p>【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4.4～R5.3 	区域内

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資する他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
(柳ヶ瀬) 【事業名】 ・リノベーションスクール事業 【内容】 ・エリア再生を前提とした遊休不動産の活用案を作成し、不動産オーナーに提案する実践型のセミナー 【実施時期】 ・R1～R3	岐阜市	遊休不動産をリノベーションという手法により再生するプランの作成過程を通じ、エリアの価値向上に寄与するノウハウを持つまちづくりの担い手の育成を図るものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>【支援措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生推進交付金 <p>【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1～R3 	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
<p>[再掲] (主に柳ヶ瀬)</p> <p>【事業名】 ・空き店舗対策事業</p> <p>【内容】 ・店舗賃借料・初期費用の一部を補助</p> <p>【実施時期】 ・H18～</p>	岐阜市	<再掲 P113 参照>	<p>【支援措置内容】 ・地方創生推進交付金</p> <p>【実施時期】 ・R3～R4</p>	
<p>(柳ヶ瀬)</p> <p>【事業名】 ・ぎふ柳ヶ瀬夏まつり</p> <p>【内容】 ・イベント</p> <p>【実施時期】 ・R1～</p>	ぎふ柳ヶ瀬夏まつり実行委員会	夏のイベントの定番である「盆踊り」を中心にして、昼夜にわたってファッションショー、夜市等各種コンテンツを展開し商店街にぎわいを創出するものである。このイベントを定着化させることにより、中心市街地への来街者の増加を目指すものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>【支援措置内容】 ・地方創生推進交付金</p> <p>【実施時期】 ・R3～R4</p>	

(4) 国の支援がない他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
<p>(柳ヶ瀬)</p> <p>【事業名】 ・遊休不動産利活用促進事業</p> <p>【内容】 ・遊休不動産の利活用のための啓発、支援、不動産所有者へのアプローチ</p> <p>【実施時期】 ・H30～R4</p>	岐阜市、岐阜市にぎわいまち公社	柳ヶ瀬の建物所有者へのアプローチを行いながら、民間の発想に基づく遊休不動産の利活用等を促進し、柳ヶ瀬の魅力を高めるコンテンツが創出しやすい環境をつくることで、人を惹きつけ、にぎわうまちの創生及び柳ヶ瀬を商業地として再生につなげるものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他
(柳ヶ瀬) 【事業名】 ・サンデービルデン グマーケット 【内容】 ・買い物客の創出、 創業希望者の発掘 を目的とした定期 イベントの開催 【実施時期】 ・H26～	岐阜柳ヶ瀬商店街 振興組合 連合会、 柳ヶ瀬を 楽しいま ちにする 株式会社	手仕事(クラフト)の商品等を扱う お店を集めたイベントを定期的に開 催することで、固定顧客の創出と実 店舗に出店する可能性のある魅力あ る事業者の獲得を目的とする事業で あり、まちの魅力となるコンテンツ の創出を方針とする、中心市街地の 活性化に必要な事業である。		
(駅周辺～柳ヶ瀬) 【事業名】 ・ぎふ信長楽市推進 事業 【内容】 ・「ぎふ=信長」ブ ラ ンド ・実店舗の催しやイ ベントの情報発信 【実施時期】 ・H30～R4	岐阜市、 岐阜市に ぎわいま ち公社	ぎふ=信長のブランドを広域(東海 エリア)に発信し、実店舗と様々な集 客イベントを連携させ、岐阜市を代 表する催しとして発展させる。また、 その担い手となる組織等の連携を強 化することで、中心市街地の実店舗 の活性化による商業振興につなげる ものであり、まちの魅力となるコン テンツの創出を方針とする、中心市 街地の活性化に必要な事業である。		
(駅周辺、柳ヶ瀬、岐 阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・中心市街地イベン ト発信事業「のぶ すと！」 【内容】 ・イベントの情報發 信 【実施時期】 ・H27～	岐阜地域 活性化情 報サイト プロジェ クト「の ぶすと！」 実行委員 会	中心市街地におけるイベント情報を 一元的に広く市民に発信することに より、中心市街地への来訪を促進す るものであり、まちの魅力となるコ ンテンツの創出を方針とする、中心市 街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他
事業名				の事項
(柳ヶ瀬) 【事業名】 ・柳ヶ瀬の広報戦略事業 【内容】 ・柳ヶ瀬エリアに特化したプロモーション戦略 【実施時期】 ・H30～R4	柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	柳ヶ瀬エリアに存在する既存の魅力コンテンツや新規に創出した魅力コンテンツを広域にプロモーションすることは、日常的なぎわいの創出につながることから、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(柳ヶ瀬) 【事業名】 ・商店街魅力向上事業 【内容】 ・商店街の連携 ・協働、問題解決を目的とした協議 ・視察、勉強会の開催 【実施時期】 ・H27～H30	岐阜商工会議所、商店街団体	商店街振興組合の垣根を越えて、商店街同士が連携、協働し、商店街が抱える様々な課題について協議、視察、勉強会を実施することで、商店街活性化のノウハウを学び、共有して取り組むことで、商店街の魅力の向上を目指すものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(駅周辺、玉宮) 【事業名】 ・岐阜駅前・玉宮の都市観光化事業 【内容】 ・観光客誘致を目的とした情報発信等 【実施時期】 ・H30～	世界のタマミヤプロジェクト実行委員会	JR岐阜駅周辺の飲食店街は、近年国外からも注目を浴びており、インバウンド増加に伴う、外国人観光客の利用が増加しており、こうした外国人観光客を効果的に誘客することは、県都岐阜市の玄関口のにぎわいを創出するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他
事業名				の事項
(柳ヶ瀬) 【事業名】 ・不動産のリノベーション及び貸し出し事業 【内容】 ・リノベーション手法による空間創出、スペースの貸し出し 【実施時期】 ・H30～R4	柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	本事業は、まちなかの遊休不動産と呼ばれる建物を事業者のニーズやコンテンツに合わせて改修(リノベーション)し、その事業戦略に沿った店舗デザインに仕立てることで、事業者の創業意欲の喚起につながるとともにその顧客の来店を促すものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(柳ヶ瀬) 【事業名】 ・まちなか活性化活動拠点施設運営事業 【内容】 ・リノベーションまちづくり推進拠点とレンタルスペースの運営 【実施時期】 ・R2～	岐阜市にぎわいまち公社	リノベーションまちづくり推進拠点「やながせR（アル）テラス」を整備し、交流・休憩スペースなどを提供するとともに、レンタルスペースの運営をすることで、これまでリノベーションに関わってきた方々や施設利用者との交流を促し、まちの魅力となるコンテンツの創出を図るものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

岐阜市では、昭和40年以降の急激なモータリゼーションの進展に伴い、自動車需要の増加に対応する道路整備や大規模住宅団地・土地区画整理事業などの開発を進めてきた。その結果、自動車利用を前提とした低密度に拡大した市街地が形成された都市構造となり、このことがより一層自動車利用に拍車をかけた。

そこで1期、2期計画では、公共交通網(バス路線)について利用者ニーズにあつた、わかりやすいバス路線の再編を実施するとともに、バスレーンやP T P Sの導入、バスロケーション表示機やバス停上屋の整備を実施するなど、効率的なバス運行、サービス水準の高い利用環境の構築を推進してきた。また、交通結節点であるJR岐阜駅において、平成19年3月、岐阜駅北口駅前広場にバス乗降場を整備し、中心市街地と周辺・郊外地域とのアクセス性が強化され、公共交通利用者の利便性は飛躍的に高まることとなった。さらに、駅と柳ヶ瀬の間を循環する柳バスや、コミュニティバスの運行など、中心市街地内及びその周辺との回遊性の向上を図ってきた。

創業・ビジネス支援では、中小企業の経営者や起業家を対象として、岐阜市立中央図書館内に相談窓口の設置等を行っている。また、増加する訪日外国人旅行客に対応するため、無料公衆無線LAN設置等の補助によるインバウンドへの対応を進めている。そして、岐阜市の魅力を紹介する冊子「ええとこたんと」の発行等による認知度やイメージの向上に取り組んでいる。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

- ・活性化の取り組みと連携して、公共交通利用促進を図ることが必要である。
- ・新規創業者や事業者等が、資金面をはじめ新たな分野への進出や販路拡大などの支援を通して、まちの魅力となる店舗や事業所の創出を図るとともに、まちの魅力を発信していくことが必要である。
- ・外国人観光客の利便性向上や受け入れる環境を整備するため、インターネット通信環境や多言語などの環境を向上させることは、交流人口の拡大、地域の活力を高めることに必要である。
- ・様々な媒体を活用して、まちの魅力をプロモーションするとともに、市民の誇りを醸成し、交流人口や定住人口を増加することにつながるため、地域を活性化するために必要である。

以上のことから、次の事業を基本計画に位置づける。

- (1)「新規創業者、事業者等の支援」のための、中心市街地活性化支援事業、岐阜市中小企業融資制度、ビジネスチャレンジ支援事業、事業創造支援補助金等
- (2)「外国人来街者等の対応」のための、外国人観光客受入環境整備支援事業
- (3)「まちの魅力を発信する」ための、シティプロモーション冊子及びホームページを活用したプロモーション、テレビ・ラジオ等広報事業等

(3) フォローアップの考え方

計画期間の毎年度に進捗調査を行い、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の事項
(岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 <ul style="list-style-type: none">・バス de メディコス事業 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・イベント開催による公共交通機関の利用促進 【実施時期】 <ul style="list-style-type: none">・H30～R4	岐阜市、みんなの森 ぎふメディアコスモス自主事業実行委員会	本事業は、みんなの森 ぎふメディアコスモスにおける施設駐車場や周辺道路の混雑緩和を図るため、バスと連携したイベントの開催により公共交通利用促進を啓発するものである。 イベントにより施設利用者を中心市街地へ回遊させ、にぎわいを中心市街地へ波及させるものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 <ul style="list-style-type: none">・中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 <ul style="list-style-type: none">・H30～	
(駅周辺、玉宮、柳ヶ瀬) 【事業名】 <ul style="list-style-type: none">・SWC 推進事業(スマートウエルネスぎふ、健幸ウォーク) 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・ウォーキングイベント 【実施時期】 <ul style="list-style-type: none">・H23～	スマートウエルネスぎふ健幸ウォーク実行委員会	健康寿命を伸ばすことを目的に、幼児や子どもを含め、普段歩かない人も楽しく参加できるウォーキングイベントを中心市街地で開催して、健康づくりの習慣化につなげるとともに、中心市街地における回遊性の向上を目指すものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 <ul style="list-style-type: none">・中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 <ul style="list-style-type: none">・H30～	

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(玉宮) 【事業名】 ・ぎふ市民健康まつり 【内容】 ・イベント 【実施時期】 ・S55～	岐阜市、 岐阜市医師会、 岐阜市歯科医師会、 岐阜市薬剤師会ほか	岐阜市と岐阜市医師会など健康関連団体が市民参画型事業として、健康に関する知識を深め、体験する場を提供するイベントを開催することで、中心市街地のにぎわいを創出するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 ・H30～	
(岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・メディアコスモス 春季・秋季事業(市民ボランティアによる自主事業) 【内容】 ・市民等で構成する ボランティアスタッフによるイベ ントの開催 【実施時期】 ・H30～R4	岐阜市、 みんなの森 ぎふ メディア コスモス 自主事業 実行委員会	ぎふメディアコスモスを会場に市民等で構成するボランティアスタッフによるイベント等の自主事業を開催することで、地域コミュニティのリーダーとして活動できる人材を育成するとともに、まちにぎわいの創出につながるものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 ・H30～	
(岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・メディアコスモス 夏季事業(施設利 用促進事業) 【内容】 ・開館周年記念イベ ントの開催 【実施時期】 ・H30～R4	岐阜市、 みんなの森 ぎふ メディア コスモス 自主事業 実行委員会	ぎふメディアコスモスの施設利用の促進を図るため、毎年、施設の開館周年記念イベント等を夏期に開催し、施設のコンセプトである知・絆・文化の拠点としての機能を高め、利用促進につなげるものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 ・H30～	

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・メディアコスモス 冬季事業(テニテ オイルミナード事 業) 【内容】 ・施設内のイルミ ネーション装飾と イベントの開催 【実施時期】 ・H30～R4	岐阜市、 みんなの 森 ぎふ メディア コスモス 自主事業 実行委員会	ぎふメディアコスモスの施設内の 樹木にイルミネーション装飾し、ラ イティングスポットとしてのにぎわ いを創出することで、施設の利用を 促進するものであり、まちの魅力と なるコンテンツの創出を方針とする、 中心市街地の活性化に必要な事業で ある。	【支援措置内容】 ・中心市街地活 性化ソフト事 業 【実施時期】 ・H30～	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(駅周辺、柳ヶ瀬、岐 大学跡地) 【事業名】 ・創業・起業支援事 業 【内容】 ・新規創業・起業者 向け支援 【実施時期】 ・H30～	岐阜商工 会議所	中心市街地において、新規創業・ 起業希望者を対象に、創業計画の策 定や創業融資あるいは補助金活用等 の支援からアフターフォローまで一 貫した伴走型支援を行い、事業者が 開業後も長期にわたり持続できるよ う支援するものであり、まちの魅力と なるコンテンツの創出を方針とする、 中心市街地の活性化に必要な事業で ある。	【支援措置内容】 ・創業支援等事 業者補助金 【実施時期】 ・H30～R1	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他
(駅周辺、柳ヶ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 <ul style="list-style-type: none">・ビジネスチャレンジ支援事業 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・経営相談・セミナー等開催 【実施時期】 <ul style="list-style-type: none">・H27～	岐阜市	中小企業・小規模事業者や起業家の方の経営に関する悩みに対応するため、身近な公共施設である中央図書館内に相談窓口を設置し、コーディネーターによる経営に関する具体的なアドバイスや中央図書館の協力により、司書が相談内容に応じた図書の選定を行うとともに、経営指針や販路拡大に直結するセミナー等を開催するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 <ul style="list-style-type: none">・地方創生推進交付金 【実施時期】 <ul style="list-style-type: none">・H30～R2	
(駅周辺、柳ヶ瀬) 【事業名】 <ul style="list-style-type: none">・公共交通利用促進事業 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・バス、タクシー等の車両展示、乗車体験等「公共交通イベント」の開催 【実施時期】 <ul style="list-style-type: none">・H27～	岐阜市総合交通協議会、岐阜乗合自動車㈱	中心市街地において、子どもを中心にバス等公共交通に親しめる体験イベントを開催し、中心市街地に賑わいを創出しながら、公共交通に対する市民の意識向上及びバス利用促進を図るものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 <ul style="list-style-type: none">・地方創生推進交付金 【実施時期】 <ul style="list-style-type: none">・R1～R3	

(4) 国の支援がない他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他
(駅周辺、柳ヶ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 <ul style="list-style-type: none">・中心市街地活性化支援事業 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・まちづくり団体や商店街団体等が取り組む事業の支援 【実施時期】 <ul style="list-style-type: none">・H30～R4	岐阜市	中心市街地のエリアの価値を高めるまちづくり団体や商店街団体等が取り組む事業に対し様々な関係者との調整や助言などの支援を行うものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(駅周辺、柳ヶ瀬) 【事業名】 ・岐阜市中小企業融資制度(新産業振興資金みらい戦略資金〈重点施策枠〉) 【内容】 ・中小企業等への設備・運転資金融資 【実施時期】 ・H26～	岐阜市	卸売業、小売業及びサービス業の店舗又は事業所を新たに設置して事業を行う者、または卸売業、小売業及びサービス業の既存の店舗又は事業所を継続して事業を行うために必要となる設備資金及び運転資金を融資するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(駅周辺、柳ヶ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・事業創造支援補助金(新規事業開発補助金) 【内容】 ・創業や新事業展開に要する経費の一部を助成 【実施時期】 ・H19～	岐阜市	創業時や創業早期に重要な問題となる資金面について支援を行うことで、市内での創業の促進を図るとともに、新しい分野に進出しようとする中小企業等に支援を行うことで、市内での新産業の創出を図るものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(駅周辺、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・ビジネス支援事業 【内容】 ・起業や事業拡大に関するセミナーや相談会の開催 【実施時期】 ・H18～R4	岐阜市	創業希望者や中小規模の事業者を対象に、身近な施設である市立中央図書館において、セミナーや相談会など、ビジネスに役立つ情報を提供し、民間の創業希望者や事業者を支援するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(駅周辺、柳ヶ瀬、岐阜大学跡地) 【事業名】 <ul style="list-style-type: none">・エキスパートバンク等専門家派遣事業 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・商業の専門家（エキスパート）の派遣 【実施時期】 <ul style="list-style-type: none">・H30～	岐阜商工會議所	中心市街地の個店が抱える課題を抽出し、課題に対応した専門家（エキスパート）を直接現場に派遣し、専門的、実践的な指導アドバイスや、問題解決に向けたサポートにより、個店の強みを強化し魅力を増進するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(駅周辺、柳ヶ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 <ul style="list-style-type: none">・外国人観光客受入環境整備支援事業 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・外国人観光客向け多言語化対応支援・無料公衆無線 LAN 設置支援 【実施時期】 <ul style="list-style-type: none">・H30～	岐阜市	多言語化対応支援は、外国人観光客の受入れ環境向上を目的に観光施設等に案内看板やパンフレット等を外国語表記する事業者への支援である。また、無料公衆無線 LAN 設置支援は、市内の宿泊施設や観光施設等に無料公衆無線 LAN 設置を整備する事業者を支援するものである。これらの支援を一体化させることで、より柔軟で効果的なインバウンド推進を図るものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(駅周辺、柳ヶ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 <ul style="list-style-type: none">・シティプロモーション冊子及びホームページを活用したプロモーション 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・冊子やホームページを活用したプロモーション 【実施時期】 <ul style="list-style-type: none">・H30～R4	岐阜市	中心市街地をはじめ岐阜市の魅力を冊子およびホームページによる情報発信を通じ、岐阜市の認知度とイメージを高めるとともに、市民の誇りを醸成し、交流人口及び定住人口を増すことで、まちのにぎわいを生み出し、持続可能な岐阜市の発展を実現するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

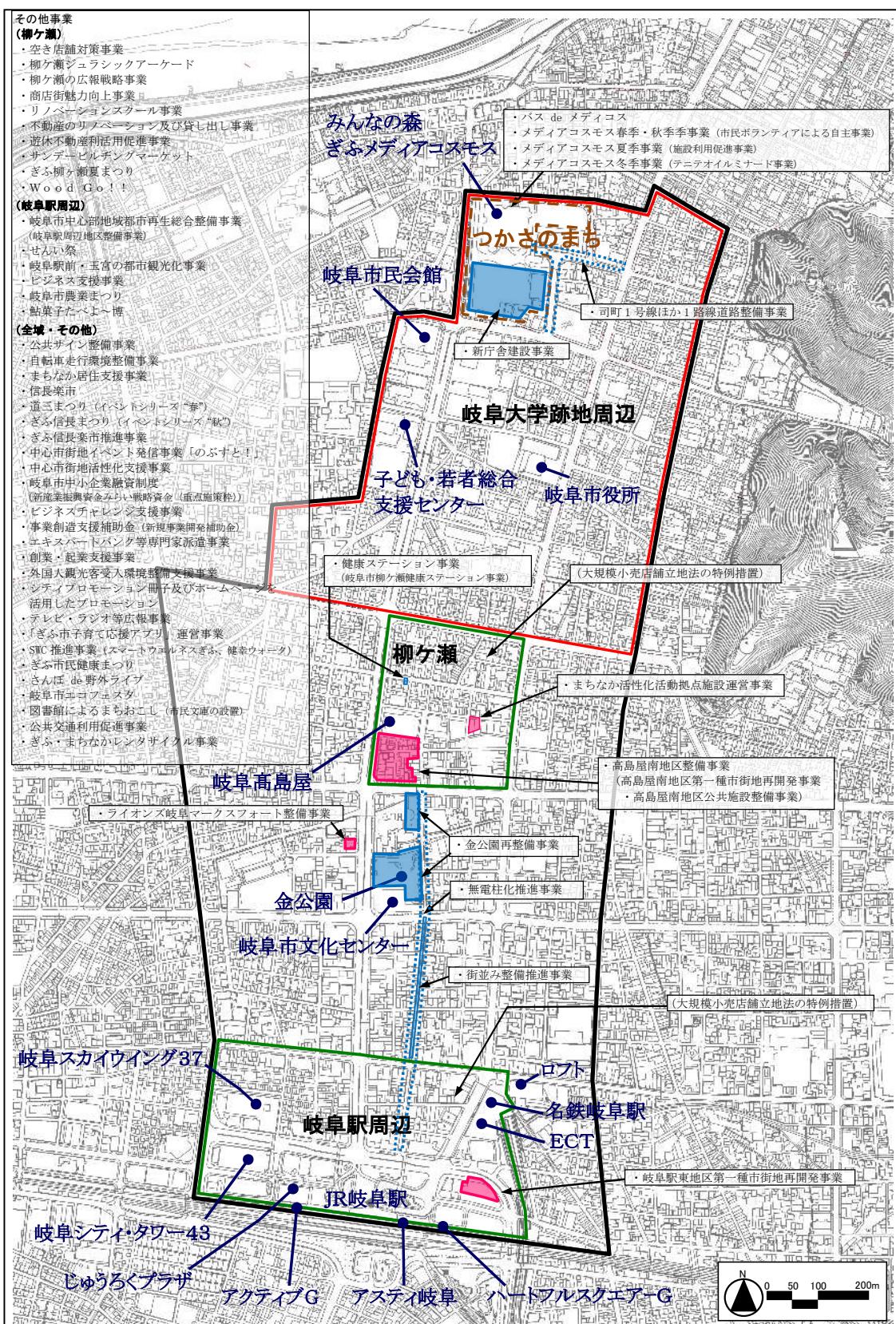
事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(駅周辺、柳ヶ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・テレビ・ラジオ等 広報事業 【内容】 ・テレビ・ラジオ等 による広報 【実施時期】 ・H30～R4	岐阜市	中心市街地をはじめ岐阜市の魅力をテレビおよびラジオによる情報発信を通じ、岐阜市の認知度とイメージを高めるとともに市民の誇りを醸成し、交流人口及び定住人口を増すことで、まちのにぎわいを生み出し、持続可能な岐阜市の発展を実現するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
[再掲] (駅周辺、柳ヶ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・「ぎふし子育て応援 アプリ」運営事業 【内容】 ・スマートフォン向け アプリで子育て 情報を発信 【実施時期】 ・H28～	岐阜市	<再掲 P110 参照>		
(駅周辺) 【事業名】 ・岐阜市農業まつり 【内容】 ・イベント 【実施時期】 ・H23～R4	岐阜市農業まつり 実行委員会	本事業は、岐阜市における農林水産業の取り組みを広く市民に周知するため、イベントを開催し、市民の食と農に対する意識を高め地産地消を推進することで、地元農産物、畜産物、水産物の普及・利用促進を図るものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(柳ヶ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・さんぽ de 野外ライブ 【内容】 ・音楽イベントの開催 【実施時期】 ・H27～	さんぽ de 野外ライブ実行委員会、岐阜市	本事業は、誰もが気軽に音楽に触れられる機会を創出することを目的に、ぎふメディアコスモスから柳ヶ瀬界隈の中心市街地において、音楽を提供するものである。 また、ぎふ市民健康まつりと同日に複数会場で開催することにより、中心市街地における回遊性の向上を目指すものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(駅周辺、柳ヶ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・岐阜市エコフェスタ 【内容】 ・イベントの開催 【実施時期】 ・H14～	岐阜市エコフェスタ実行委員会	環境をテーマとした、市民参加型のイベントであり、岐阜市が有する良好な環境を知り、環境問題を身近に感じ、環境保全に取り組む「きっかけ」を提供することにより、まちの魅力を再認識し、その魅力を増大させるものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(駅周辺) 【事業名】 ・鮎菓子たべよ～博 【内容】 ・鮎菓子イベントの開催 【実施時期】 ・H28～R4	鮎菓子たべよ～博実行委員会(岐阜商工会議所内)	岐阜の観光資源の発掘とブランドアップを図り、「岐阜ブランド」を積極的にアピールするため、鮎菓子をテーマにしたイベントを開催し、「鮎菓子処・ぎふ」をPRするとともに、地域産業との連携により地域産業の活性化を図り、県内外から多くの来街者を集客するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・図書館によるまちおこし(市民文庫の設置) 【内容】 ・中心市街地に市民文庫を設置 【実施時期】 ・H28～R4	岐阜市	本事業は、中心市街地の各所に図書館の資料を利用できる場として市民文庫を設置するものである。 図書館に関心のない市民を新たに利用者として取り込むとともに、図書館周辺地域の情報を編集したマップにより、その周辺地域の回遊を促すものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である		
(岐阜駅周辺・岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・ぎふ・まちなかレンタサイクル事業 【内容】 ・観光客等に対する自転車貸出 【実施時期】 ・H17～	岐阜市	ぎふ・まちなかレンタサイクル事業はレンタサイクルを整備することで市内を周遊しやすい環境を作り出し、県外市外からの観光誘客を図るとともに、まちなかの回遊性を高めるものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

◆ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

	中心市街地活性化基本計画区域	約 155ha
	柳ヶ瀬 岐阜駅周辺	約 9ha (都市再生緊急整備地域 柳ヶ瀬通周辺地域) 約 21ha (同上) 岐 阜 駅 北 地 域
	岐阜大学跡地周辺	約 55ha



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 市庁内体制

① 中心市街地活性化を担当する統括組織

まちづくり推進部に、中心市街地活性化に資する取り組みであるリノベーションまちづくりに関する業務を担当する審議監を配置し、事務の統括を行う。

また、まちづくり推進部まちづくり推進政策課において、事業の進行管理、評価を行う。

組 織	配 属
まちづくり推進部	住宅政策・リノベーションまちづくり推進審議監
まちづくり推進政策課	課長 1人 担当 4人

② フォローアップ体制

中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に進めるためには、関係機関及び関係部局との緊密な連携体制が必要である。また、基本計画における事業進行を一元的に管理できる庁内体制の構築が必要である。

そこで、庁内体制としては、副市長及び計画記載事業の担当部長等で構成される岐阜市中心市街地活性化推進会議を設置し、事業進捗状況、数値目標達成状況などを全庁的に把握し、適切な進行管理を行うとともに、計画記載事業の担当課長等で構成される岐阜市中心市街地活性化担当課長等連絡会議を設置し、計画に記載された個別事業の連絡調整を図る。

また、基本計画のフォローアップについては、毎年度行うとともに、最終年度である令和4年度には事後評価を行い、それらの結果を岐阜市中心市街地活性化協議会に諮る。

(2) 市議会における中心市街地活性化に関する審議内容

2期計画認定以後の市議会における中心市街地活性化に関する議論について以下に示す。

① 平成25年第3回定例会(6月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
《岐阜市議会公明党》 ・商店街の実態と活性化に向けた今後の取り組み方針について	《商工観光部長》 商店街は全国各地において、大規模小売店舗の郊外立地、中心市街地の居住人口の減少などにより、多くの商店街が衰退傾向にある。例えば、柳ヶ瀬商店街の組合員数は、平成15年度はおよそ640件に対し、平成24年度においてはおよそ540件まで減少している。 後継者不足、施設の老朽化、共同施設維持の負担増などが共

	<p>通の課題として挙げられるが、そのような中でも柳ヶ瀬の日ノ出町商店街においては、平成 20 年度より商店街の活性化に取り組まれており、今議会に計上しているアーケードの改築事業も中心市街地活性化基本計画に掲載された事業であるため、市としても支援をしていきたい。</p> <p>また、今年 3 月、柳ヶ瀬や近隣商店街の関係者を含めて約 100 人が集まり「今の柳ヶ瀬をどう思うのか」、「活性化への課題は」などをテーマとする柳ヶ瀬集会が開催され、商店街組織の垣根を越えて、今後の柳ヶ瀬のあり方について活発な意見が交わされたと聞いている。</p> <p>さらに、国が実施した柳ヶ瀬商店街など中心市街地の未来図を描く、「まちの活性化・都市デザイン競技」においては、全国各地の 32 グループから応募があり、国土交通大臣賞など 7 点の受賞作品が選定された。今後、地域全体の魅力と回遊性を向上させる都市デザインや整備イメージの優秀な提案を参考にしながら、本年度、地元商店街が中心となって立ち上げる予定の協議会が、新たな柳ヶ瀬の将来像や諸課題の検討を進めていくことについて、本市も支援をしていきたい。</p>	
--	---	--

② 平成 26 年第 1 回定例会(3 月)

質問者及び質問題趣旨	答弁者及び答弁趣旨
《自民岐阜》 ・若い家族のまちなか賃貸住宅への転入を促進することの必要性の認識について	<p>《まちづくり推進部長》</p> <p>・若い家族がまちなかへ転入する必要性の認識について</p> <p>中心市街地は、高齢化率が 35.7%で、市平均を 10 ポイント以上も上回っている。こうした中、新婚・子育て世帯といった若い家族が中心市街地を含むまちなかに転入して暮らし始めれば、消費行動による経済循環や世代間のバランスが保たれることによるコミュニティー活動の活発化などが期待される。中心市街地を活性化する上で極めて重要である。</p> <p>若い家族が賃貸住宅から持ち家に住みかえる場合は、子どもを転校させなくとも済むように、まちの暮らしに既になれ親しみ愛着を感じているため、賃貸住宅の近くで持ち家を探すパターンが多いと聞いている。したがって、若い家族が、市外から転入してまちなかの賃貸住宅で暮らすことは、若い家族のまちなかにおける定住促進につながる可能性があり、その必要性を認識している。</p>
・若い家族のまちなかへの転入をさらに誘導するための取り組みについて	<p>・若い家族のまちなかへの転入をさらに誘導するための取り組みについて</p> <p>引き続き、まちなか居住支援事業の PR に努める。若い世代の居住ニーズを満たすような良質な住宅を供給する事業を検討するとともに、若い世代をまちなかへ誘導する方策についても研究を進めていきたい。</p>

③ 平成 26 年第 4 回定例会(9 月)

質問者及び質問題趣旨	答弁者及び答弁趣旨
《岐阜市議会無所属クラブ》 ・高島屋南地区市街地再開発事業が柳ヶ瀬の活性化の起爆剤となる根拠について	<p>《副市長》</p> <p>高島屋南地区は、中心市街地の核施設で岐阜高島屋の南に位置している。この中心市街地は、商業機能、居住機能、文化機能や公共機能等のさまざまな都市機能が集積し、バス路線が集中するなど高い交通利便性を有するため、多くの市民が集まるその都市を特徴づけるまちの顔である。まちの顔である中心市街地の活性化は、都市の魅力、活力の向上につながる。</p>

	<p>中心市街地の顔である柳ヶ瀬は、長期にわたり停滞が続く中、市民にとって最も利便性が高く、多くの都市機能が集積する柳ヶ瀬は市全体の活性化の源泉である。</p> <p>柳ヶ瀬の活性化は、本市の活力向上にとって喫緊の課題である。多くの市民が利用でき集客が見込まれる公共施設の設置は、柳ヶ瀬活性化のための1つの起爆剤である。この公共施設の導入については、岐阜市中心市街地活性化基本計画に位置づけており、内閣総理大臣の認定を受けている。</p>	
--	---	--

④ 平成 26 年第 5 回定例会(11月)

質問者及び質問題趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《市政自民党》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳ヶ瀬のにぎわい創出について 	<p>《商工観光部次長兼企業誘致課長》</p> <p>柳ヶ瀬を初めとした商店街は、地域経済の活力を維持するとともに、市民生活の向上にとって重要な役割を果たしている。しかし、それを取り巻く環境は、少子・高齢化や人口減少など大きな社会構造の変化を迎えており、大型店の郊外進出等により厳しい状況が続いている。このような状況の中、特に今年度限りではあるが、継続的な集客促進、需要喚起、体质強化に効果があるとされた取り組みに対しては、国のにぎわい補助金が活用できたこともあり、大がかりなイベントが開催された。</p>

⑤ 平成 27 年第 4 回定例会(9月)

質問者及び質問題趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《岐阜市民クラブ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳ヶ瀬地域のにぎわい再生に向けての方針と戦略について 	<p>《まちづくり推進部長》</p> <p>2期岐阜市中心市街地活性化基本計画では、にぎわいの創出とまちなか居住の推進を基本方針として現在取り組んでいる。</p> <p>にぎわいの創出では、柳ヶ瀬のまちの魅力向上、岐阜駅周辺のにぎわい増大、岐大跡地周辺のにぎわいの創出、柳ヶ瀬と岐阜駅周辺、岐大跡地周辺との回遊性向上の4つを基本戦略としている。その中で、柳ヶ瀬のまちの魅力向上と柳ヶ瀬と岐阜駅周辺、岐大跡地周辺との回遊性向上については、市街地再開発の促進、集客施設の整備、新規出店の促進、魅力あるイベントなどのソフト施策の実施のほか、公共交通の充実とレンタサイクルの活用などに取り組んでいきたい。</p> <p>まちなか居住の推進では、住宅の供給、まちなか居住のための支援、生活環境の整備の3つを基本戦略とし、居住者によるにぎわいの創出や商業の活性化につなげていきたい。</p> <p>今後も引き続き、柳ヶ瀬の魅力を高めるとともに、柳ヶ瀬と岐阜駅周辺、岐大跡地周辺との回遊性を向上させることにより、にぎわいを柳ヶ瀬に波及させ、中心市街地の活性化につなげていくよう事業を推進していきたい。</p>

⑥ 平成 29 年第 4 回定例会(9月)

質問者及び質問題趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《岐阜市民クラブ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2期計画の現状 	<p>《まちづくり推進部長》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2期計画の現状について <p>2期計画では、活性化の基本方針を「にぎわいの創出」と「まちなか居住の推進」とし、柳ヶ瀬のまちの魅力を高め、にぎわい</p>

	<p>いを柳ヶ瀬に波及させる取り組みを進めてきた。平成28年度の数値目標の状況は、「柳ヶ瀬の新規出店店舗数」と「居住人口の社会増減数」は目標を上回り、「歩行者・自転車通行量」は目標を下回っている。</p> <p>特に商業について、顧客の来街状況を示す歩行者・自転車通行量の減少のほか、商店街の収益性を映し出す地価の下落、大型店舗が収益の確保に様々な取り組みを行っていること、商店街の方々と意見交換する中で聞く厳しい声などを総合的に捉えますと、停滞する状況が続いていること、商業機能としての再生には至っていないと認識している。</p>	
・次期計画でどのようなまちづくりを目指すのか。	<p>・次期計画でどのようなまちづくりを目指すか</p> <p>次期計画では、引き続き「まちなか居住」は推進するものの、「にぎわいの創出」から、まちそのものの資質を高めることが活性化の本質であることに着目し、基本方針を「エリアの空間需要を喚起し、投資が起こる持続可能なまち」とした。</p> <p>今後も、中心市街地に関わる地域の方々と協議を行いながら、国から次期計画の認定を受けられるよう、取り組むとともに、次世代につながる新しい魅力が集積した中心市街地として、将来の岐阜市を支え、牽引する役割が発揮されるよう、関係部署と連携を図りながら取り組んでいきたい。</p>	

(3) 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場

① 岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会連絡会

岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会は、毎月定例的に、連合会傘下組合及び岐阜商工会議所はじめ関係者間で、各商店街が取り組むイベントの紹介、組合が抱える問題や課題について意見交換を行っている。

所属
岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会傘下組合 柳ヶ瀬通1丁目商店街、柳ヶ瀬通2丁目商店街、柳ヶ瀬通3丁目商店街、 小柳町商店街、日ノ出町商店街、岐阜劇場通北商店街、 スタープレイス柳ヶ瀬商店街、弥生町商店街の各振興組合
(オブザーバー) 岐阜商工会議所、岐阜市にぎわいまち公社、岐阜青年会議所、ひとひとの会、 ヒラタ産業株式会社、岐阜土地興業株式会社、岐阜観光社交事業協会、 岐阜市中心市街地回遊性協議会、岐阜高島屋、岐阜市 ほか

② 中心市街地活性化基本問題検討部会

< P142 参照 >

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

「中心市街地活性化協議会」については、有識者、経済界、権利者、駅前関係団体、地元自治会、福祉団体、教育文化団体、交通事業者、警察関係等を構成員とし、平成18年8月に立ち上げ、事務局は岐阜商工会議所が担当する。なお、都市機能の増進を総合的に推進する調整を、岐阜市にぎわいまち公社(平成18年8月に中心市街地整備推進機構に指定)が担い、経済活力を総合的に推進するための調整を岐阜商工会議所が担う。

(1) 岐阜市中心市街地活性化協議会構成委員

(令和3年1月1日現在)

区分	所属	役職等
有識者	国立大学法人 岐阜大学	名譽教授
都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者(第15条第1項第1号)	一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社	業務執行理事兼事務局長
経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者(第15条第1項第2号)	岐阜商工会議所	副会頭 専務理事
経済界	岐阜市商店街振興組合連合会 岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会	理事長 理事長
権利者	高島屋南市街地再開発組合	理事長
事業者	柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	取締役
金融機関	株式会社十六銀行 岐阜信用金庫	法人営業部地域開発グループ課長 営業戦略部部長代理
大型店舗	株式会社岐阜高島屋	代表取締役
地元自治会	華陽自治会連合会	会長
	徹明自治会連合会	会長
	明徳自治会連合会	会長
	京町自治会連合会	会長
福祉団体	一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会	会長
教育文化団体 (生涯教育、文化振興関係)	公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団	理事長
交通事業者	名古屋鉄道株式会社 岐阜乗合自動車株式会社	西部支配人室支配人 専務取締役営業管理部長
警察関係	岐阜中警察署	生活安全課長
行政	岐阜市	副市長
事務局	岐阜商工会議所	理事
		相談課課長代理
		相談課

(2) 協議会開催状況(1期計画認定前)

- 準備会 平成18年8月11日

議題：・協議会の設立、協議会の規約、及び改正まちづくり三法について
 ・講演「岐阜市の中心市街地活性化について」

- 第1回 平成18年10月30日
議題：・協議会規約の見直しについて
　　・中心市街地のまちづくり計画(短期)[案]について
- 第2回 平成18年11月13日
議題：・岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)について
- 第3回 平成19年3月22日
議題：・岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)について
意見：・妥当なものである

○ 意見書提出 平成19年3月27日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)(以下「基本計画案」)は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

[付帯意見]

基本計画案では、5年間で実施される事業の実施主体、支援内容等が明記されるとともに、数値目標も設定されていることから、中心市街地が活性化されると考えられるが、より確実に効果が上がることを期待し、次の意見を申し添える。

1. 行政、事業者及び商業関係者等が一体となった事業推進体制の構築を図られたい。
2. 基本計画の対象区域に隣接する地区も中心市街地活性化の担い手であることを考慮し、まちなか居住や都市福利等に関連する事業においては、対象区域と隣接地区の連携にも配慮されたい。
3. これから社会・経済状況を考えた時、選択と集中によるメリハリの効いた事業者支援が必要である。事業者の自主性、意欲、創意工夫に基づいた支援に配慮されたい。

(3) 協議会から出された主な意見

① 市街地整備等の事業について

- 1) 市街地整備、都市福利施設、居住、商業、公共交通等の項目によって事業のアンバランスがある。
- 2) 中心部で居住のための環境整備が必要。
- 3) 柳ヶ瀬での核施設が必要である。
- 4) 長崎屋跡地の活用がポイントである。
- 5) まち歩きの環境整備が必要。
- 6) 土、日曜日の人通りの減少は、商店主の責任が大きい。5%の増客を目指し、個店の情報提供を行う。
- 7) 玉宮は、がんばっている。柳ヶ瀬の商店は、遅くまで営業してほしい。
- 8) 公共交通(バス)が全て中心市街地を通るようにルート設定してほしい。

② 都市機能の集積について

- 1) 広域の問題を県と調整する必要がある。
- 2) 公共施設の郊外移転が中心部衰退の原因であると思う。
- 3) 郊外の大型店の規制が必要。

③ その他

- 1) 岐阜駅周辺と柳ヶ瀬を相乗的に発展させるための役割分担を考える必要がある。

(4) 協議会開催状況(1期計画認定後)

- 第4回 平成20年2月27日
議題：・規約の改正(案)について
 - ・岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
 - ・岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更事項について
- 第5回 平成21年2月26日
議題：・事業の進捗状況について
- 第6回 平成21年9月3日
議題：・中心市街地活性化基本計画の変更について
意見：・妥当なものである
- 意見書提出 平成21年9月10日
 - [意見]
岐阜市中心市街地活性化基本計画(変更案)は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。
- 第7回 平成22年1月27日
議題：・中心市街地活性化基本計画の変更認定について(報告)
 - ・特定民間中心市街地活性化事業計画(日ノ出町アーケード改築事業)について
- 第8回 平成22年5月26日
議題：・中心市街地活性化基本計画の変更について
 - ・規約の改正について
 - ・特定民間中心市街地活性化事業計画(日ノ出町アーケード改築事業)について
 - ・事業の進捗状況について
- 第9回 平成23年1月31日
議題：・日ノ出町アーケード改築事業の計画変更について
 - ・基本計画の変更について
 - ・主要事業の進捗状況について
- 第10回 平成23年6月3日
議題：・岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況
 - ・岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について
 - ・旧岐阜メルサファッショング館へのドン・キホーテ出店に係る協議会の取り組み報告
 - ・岐阜市中心市街地活性化協議会部会の活動報告
 - ・主な事業の進捗状況報告
 - ・その他取り組み報告

○ 第11回 平成24年2月23日

- 議題：・岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況報告
・第2期岐阜市中心市街地活性化基本計画について
- 意見：・第2期岐阜市中心市街地活性化基本計画案概要は、第1期基本計画終了後の岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものであり、認定に向けて作業を進めることを了承する。

○ 意見書提出 平成24年5月10日

[意見]

2期岐阜市中心市街地活性化基本計画(素案)は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

(5) 協議会から出された主な意見

[意見]

平成19年の岐阜市中心市街地活性化基本計画の認定以降、岐阜シティ・タワー43及び岐阜スカイウイング37のツインタワー完成、全国最大級の面積を誇る岐阜駅北口駅前広場の整備など、新たな岐阜市のシンボルとなる核的開発が着実に実現とともに、商店街やまちづくり団体等においてイベント開催やゆるキャラを活用したPRなど、にぎわい創出のための各種ソフト施策が展開された結果、居住人口や通行量において活性化の兆しが現れるなど取組みの効果が出始めており、官民一体が活性化に向け各種事業を展開した結果であると言える。

特に、旧岐阜メルサファッショング館へのドン・キホーテ出店は、協議会としてワーキングを開催し、商店街や商工会議所、岐阜市など官民一体となって誘致活動に取り組んだことが実を結んだものであり、若者の回遊等による新たなにぎわいが創出されている。

今後も引き続き、2期岐阜市中心市街地活性化基本計画のもと、柳ヶ瀬の活性化を主眼に中心市街地全体の活性化をさらに推し進めるべく、行政と連携しながら協議会として活性化に取り組んでいく。

(6) 協議会開催状況(2期計画認定後)

○ 意見書提出 平成25年2月6日

[意見]

2期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

○ 意見書提出 平成25年6月17日

[意見]

2期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

○ 第12回 平成25年8月9日

議題：・会長交代について

- ・規約の変更について
- ・2期計画第2回変更の認定について
- ・2期計画の進捗状況報告について
- ・日ノ出町部会の活動報告について

- 意見書提出 平成 25 年 10 月 4 日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の第 3 回変更(案)は、妥当なものである。

- 意見書提出 平成 26 年 6 月 20 日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 第 13 回 平成 27 年 2 月 26 日

議題：・2 期計画第 3 回、第 4 回変更の認定について

- ・2 期計画の進捗状況報告について
- ・中心市街地活性化基本問題検討部会の設立について

- 第 14 回 平成 28 年 1 月 14 日

議題：・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

- ・中心市街地活性化基本問題検討部会の協議について
- ・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について

- 意見書提出 平成 28 年 2 月 9 日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 第 15 回 平成 28 年 8 月 29 日

議題：・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況及び目標数値の達成状況について

- ・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について
- ・中心市街地活性化基本問題検討部会 岐阜市市街地の近未来を考えるシンポジウム

- 意見書提出 平成 28 年 10 月 18 日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 第 16 回 平成 29 年 1 月 16 日

議題：・中心市街地活性化基本問題検討部会の活動について

- ・目標数値(居住人口の社会増減数)の速報値について
- ・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について

- 意見書提出 平成 29 年 2 月 1 日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 第 17 回 平成 29 年 10 月 17 日

議題：・次期中心市街地活性化基本計画の骨子について

○ 第18回 平成30年1月17日

議題：・次期中心市街地活性化基本計画（案）について

意見：・妥当なものである

○ 意見書提出 平成30年1月23日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画（案）は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである

[参考意見]

基本計画案については、これまでの1期・2期基本計画の総括等を踏まえ目標や事業が設定されていることから、着実に中心市街地が活性化されると考えられるが、より一層の効果が上がる 것을期待し次の意見を申し添えるので参考にされたい。

1 中心市街地及び周辺からの人の流れについて

観光資源の豊富な岐阜公園・長良川・金華山の観光エリアの宿泊客をはじめとする観光客を中心市街地に導き、一体的な相乗効果を生むため、中心市街地と観光エリアが連携する施策を検討されたい。

2 中心市街地の人の流れの創出について

ぎふメディアコスモスをはじめとするつかさのまち、商業地の柳ヶ瀬、交通結節点である岐阜駅周辺の各エリアの利用者が中心市街地全体を回遊してもらうために、連携する仕掛けをより一層取り組まれたい。

3 遊休不動産の利活用について

中心市街地において遊休不動産の利活用を促進するため、市と岐阜市にぎわいまち公社が、遊休不動産の所有者に対して指導、助言、相談対応など、利活用についての働きかけに努められたい。

4 持続的な商業活動について

商業活動を持続的に行っていくために、例えば商店の後継者不在の問題や商店の業態変更などへの支援を市と商工会議所が連携して積極的に行われたい。

5 まちの活力を支える居住者の確保について

中心市街地を持続可能な居住地とするために、多様な世代が居住するエリアとなるようまちなか居住の推進に努力されたい。

(7) 協議会開催状況（3期計画認定後）

○第19回 平成30年10月16日

議題：・組織体制について

- ・2期岐阜市中心市街地活性化基本計画の総括及び3期岐阜市中心市街地活性化基本計画の概要について
- ・3期中心市街地活性化基本計画の変更について
- ・中心市街地活性化基本問題検討部会について

○ 意見書提出 平成30年10月18日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 意見書提出 平成 31 年 1 月 28 日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 意見書提出 令和元年 10 月 16 日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 第 20 回 令和 2 年 1 月 10 日

議題：・(3 期目) 岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
・(3 期目) 岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について

- 意見書提出 令和 2 年 1 月 31 日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 意見書提出 令和 3 年 1 月 29 日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 意見書提出 令和 3 年 12 月 27 日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- 意見書提出 令和 4 年 1 月 20 日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

(8) 協議会の規約(中心市街地の活性化に関する法律との適合)

① 法第 15 条第 3 項 協議会設立時の公表

・規約において、広告について規定し(第 13 条)、協議会設立時に公表を行い、また、協議会の会議は傍聴が可能で、議事録も公開するなど、会議の透明性確保にも努めている。(規約第 11 条第 2 項、第 3 項)

② 法第 15 条第 4 項 関係者が参加できること

法第 15 条第 5 項 参加申し出を拒めないこと

・協議会への入会は、申し出でよいこととしている。(規約第 6 条)

(9) 中心市街地活性化基本問題検討部会の設立

柳ヶ瀬を含めた中心市街地全体を魅力ある空間にしていくことが求められていることから、中心市街地活性化協議会に「中心市街地活性化基本問題検討部会」を設立した。また、個別課題について協議を行う「ワーキンググループ」を設置した。

① 構成員

所属	役職
株式会社十六総合研究所	代表取締役
国立大学法人岐阜大学	准教授
岐阜市商店街振興組合連合会(市商連)	理事長
岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会(柳商連)	理事長
柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	取締役
一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社	業務執行理事
岐阜商工会議所	事務局長 支援部長
岐阜市 (産業振興・企業誘致課、市街地再開発課、まちづくり推進部)	審議監 課長

② 会議開催状況

平成 27 年度：3 回

平成 28 年度：2 回

平成 29 年度：3 回

平成 30 年度：1 回

令和 元年度：1 回

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析及びニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

中心市街地の統計的データによる現状分析、地域住民のニーズ分析は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の現状分析(P3~16 参照)」、「[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析(P17~23 参照)」に、それぞれ記載している。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について

① 地域住民等を対象とした中心市街地に関する啓発活動

「岐阜市中心市街地の「近未来のグランドデザイン」を考えるシンポジウム」を開催し、岐阜市中心市街地の近未来の方向性や官民連携によるその実現手法について、パネルディスカッションを通じて啓発した。パネリストからの意見・要望は以下のとおりである。

- ・ 緑の空間や水辺空間を整備して公共空間を創出することで岐阜市の魅力が高まる。
- ・ 岐阜市新庁舎建設に伴う跡地利用について、市民が集える広場にしてほしい、公有財産ではなく、市民の共有空間という発想で議論してほしい。

開催日	平成 28 年 7 月 14 日
開催場所	みんなの森 ぎふメディアコスモス ドキドキテラス
参加者	約 150 人(企業、商店街関係者 等)
プレゼンテーション	<p>○加藤義人氏(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)) 「広域的交通インフラと岐阜市街地の将来展望」</p> <p>○出村嘉史氏(岐阜大学工学部社会基盤工学科准教授) 「市街地空間デザインは誰が担うのか」</p> <p>○阪 健吉氏 ((株)大林組) 「社会空間変革の手法と事業者の役割」</p> <p>○大前 貴裕氏 ((株)ミユキデザイン) 「近未来の社会空間を創造する官民協働のしくみ」</p>
パネルディスカッション	<p>パネリスト：加藤義人氏/出村嘉史氏/阪 健吉氏/大前貴裕氏/ 古川洋治氏(岐阜市商店街振興組合連合会理事長)/ 林 亨一氏(岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会理事長)</p> <p>コーディネーター：西村 貢氏(岐阜市中心市街地活性化協議会会長)</p>

② 地域住民等を対象とした協議・検討の場

岐阜薬科大学及び岐阜市立短期大学の大学生を対象として、ワークショップを開催し、柳ヶ瀬を含めた中心市街地全体をさらに活性化させるために、まちなかに必要な機能など具体的なアイデア聴取を行った。主な意見は以下のとおりである。

- ・柳ヶ瀬で開催されるイベントは、学生の参加率が低く、イベントがまちや個店への誘導につながっていない。柳ヶ瀬の魅力を向上させるためには、特徴ある品揃えが求められる。
- ・柳ヶ瀬への来街を促すためには、学生に人気のある情報誌への掲載、イベント時に個店や商品を認識してもらえるよう、割引チケットやスタンプラリーを実施するなど情報発信力の強化が必要である。
- ・地域色が豊かな店、商品づくりの工夫や作り手の思いが伝わる独自性の高いお店など個店の魅力向上が有効である。
- ・まちなかの居住は、実際に住まないとその住みやすさが伝わりにくいが、一度まちなかに住んでその良さを実感すれば、そのまま住み続ける可能性が高く、まちなか居住の良さを理解してもらえるような情報発信等が必要である。
- ・地域住民との交流を希望するが、まちなかに住んでも孤立しないよう、地域コミュニティとの交流を促す方策も有効である。

調査日 調査対象	平成 27 年 1 月 9 日 岐阜市立女子短期大学の学生 平成 27 年 1 月 14 日 岐阜薬科大学の学生
調査方法	ワークショップ形式 2 グループに分かれて各グループ 2 テーマについて意見を付箋に書き出し、意見を発表、KJ 法で意見のまとめ。
テーマ	①柳ヶ瀬があなたにとって魅力的なところになるためには何が必要か。 「岐阜駅周辺」、「岐阜大学跡地周辺」から「柳ヶ瀬」にぎわいを波及させるアイデア、大学生にとって魅力的な中心市街地にするためのアイデアを提案 ②あなたにとって住みたくなる「まちなか」とは何か。 大学生がまちなか居住を選択するために求めることや問題点、まちなか賃貸住宅家賃助成事業を、大学生に周知するための効果的な PR 方法についての意見聴取

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

岐阜市の中心市街地は、上位計画、関連計画において以下のように位置づけられ、都市機能を集積する方針を示している。

① ぎふ躍動プラン・21(岐阜市総合計画 2013－2017) [平成 25 年 3 月策定]

将来都市像を「多様な地域核のある都市」とし、その実現のため、都市の活力を高める多様な都市機能拠点(核)と市民の日常生活を支える地域生活拠点(核)が適切に配置され、活力あふれるコンパクトな市街地が互いに連携した都市の形成を目指している。また、中心市街地を含むエリアは、圏域の中核機能拠点に位置づけられている。

② 岐阜市まち・ひと・しごと創生総合戦略

[平成 27 年 12 月策定・平成 29 年 4 月改定]

中心市街地の活性化については、「都心の魅力を高め、まちのにぎわいを創出し、居住人口の増加を図るとともに、人が集い、にぎわいの拠点ともなる再開発事業を推進するほか、駅前から柳ヶ瀬、ぎふメディアコスモスまでの中心部を一体的に捉えて、それぞれの特徴を生かした施策により、人々の流れと回遊性をつくり、岐阜市全体の活力の核としていく。」としている。

③ 岐阜市立地適正化計画[平成 29 年 3 月策定]

将来都市像を「高度で多様な都市機能が集積した中心市街地と、身近な生活拠点が適切に配置された日常生活圏とが、公共交通など総合的な交通体系により効率的に連絡しあう、多様な地域核のある集約型都市」としている。

また、中心市街地を含む都市拠点区域の基本方針を「都市の顔となる拠点として、業務機能の誘導や便利で快適なまちなか居住の推進など土地の高度利用を図ることで、魅力ある市街地の形成を促進します。集約型市街地の形成に向けて、都市構造に大きな影響を与える商業施設等の立地促進や公共公益施設の立地促進を図ります。」としている。

[2] 都市計画手法の活用

(1) 都市計画手続の実施

基本計画の認定基準となる、準工業地域内における大規模集客施設(店舗、飲食店、展示場などで床面積の合計が10,000m²を超えるもの)の立地を規制するための特別用途地区を指定することについては、平成18年10月24日に開催した岐阜市都市計画審議会(協議会)において以下の方針を報告し、基本的に了承を得、平成19年8月29日に岐阜市都市計画審議会の審議を経て、平成19年11月30日に定めた。

■岐阜市都市計画審議会(協議会)報告事項

【資料】準工業地域における特別用途地区指定の運用方針について〔抜粋〕

○大規模集客施設の適正立地について

大規模集客施設の立地については次の方針を基本とする。

中心部においては、多様な都市機能が集積する拠点として大規模集客施設の積極的な立地誘導に努める。

また、周辺部においては、生活圏において地域住民が自転車や歩いて日常生活サービスが享受できるよう、地域の特性に応じた「中心部で成り立たないもの」や「生活拠点としての充実に必要な施設」等については、都市計画の変更も視野に入れた対応を講ずる。

①基本方針

- ・大規模集客施設は、商業地域、近隣商業地域への立地を基本とし、準工業地域への立地は抑制する。
- ・既存の大規模集客施設については、地域の状況に応じ、都市計画の変更を検討する。
- ・生活圏形成上、必要と認められる大規模集客施設については、地域の特性に応じ都市計画の変更も視野に入れた対応を講ずる。

②具体的手法

- i) 準工業地域全域を対象に、都市計画法に基づく特別用途地区の「大規模集客施設設立地抑制地区(仮称)」を指定する

対象面積	1,213ha
規制対象	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が10,000m ² を超えるもの

- ii) 既存不適格建築物については、以下のとおり対応する

- ・増築、改築、建物用途変更については、特別用途地区条例に適用除外規定を設け、一定の範囲内(基準時の1.2倍)で認める。
- ・地区の状況により、必要な場合は用途地域の変更を行う。

③立地規制の課題の対応

岐阜市における準工業地域での大規模集客施設設立地抑制施策が効果を発揮するためには、周辺市町を含めた広域的な観点からの立地誘導・抑制が必要となる。

平成19年11月30日に定めた特別用途地区(大規模集客施設設立地規制地区)は、内容として「準工業地域における特別用途地区指定の運用方針について〔抜粋〕」を受けたものであり、岐阜市内の全ての準工業地域、約1,213haを対象として、広域的な都市構造やインフラに大きな影響を及ぼす大規模な集客施設の立地を規制し、都市機能が適切に配置された均衡ある都市構造とするために定められた。

○運用方針に関する委員からの質問・意見と事務局(岐阜市)の回答

【委員からの質問・意見】

- ① 公共施設適正配置は重要となるが、どのように進めるのか。
- ② 準工業地域の規制は全面なのか、必要な箇所だけなのか。また、面積要件は妥当か。さらに、準工業地域の規制により不適格となる施設についてどのように対応するのか。
- ③ 近接する市に大規模集客施設の出店予定がある中、市内の準工業地域を対象に規制することについてどのように考えるか。

【事務局(岐阜市)の回答】

- ① 公共施設の配置については、府内の横連携をとる仕組みづくりを再構築し、適正配置の整理を考えていきたい。
- ② 準工業地域全てに規制をかけることになる。面積要件については、都市構造への影響を考えたとき 10,000 m²が妥当と考える。また、不適格となる施設への対応については、地域の実情を踏まえ、用途地域の変更も含め適切に判断していく。
- ③ 広域調整については、岐阜県に働きかけていきたい。

(2) 大規模集客施設の立地規制に関する経緯

準工業地域内における大規模集客施設の立地規制については、以下のスケジュールで都市計画手続き等を進めた。

平成 18 年 8 月 21 日	都市計画審議会で「まちづくり三法見直しに係る岐阜市の方針」について説明
平成 18 年 10 月 24 日	都市計画審議会で「準工業地域における特別用途地区指定の運用方針」について説明
平成 19 年 8 月 29 日	都市計画審議会で「特別用途地区(大規模集客施設立地規制地区)」審議
平成 19 年 9 月 28 日	岐阜市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例公布
平成 19 年 11 月 30 日	岐阜市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例施行 特別用途地区(大規模集客施設立地規制地区)を定める
平成 28 年 12 月 14 日	岐阜市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例施行 建築基準法の改正により、ナイトクラブを劇場・映画館等と同様の扱いに変更

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現状

中心市街地における主な公共公益施設(市有施設、延べ床面積1,000m²以上)の現状は以下のとおりである。

【中心市街地の主な公共公益施設(市有施設)】

施設名	所在地	施設規模
ハートフルスクエアーギ		
岐阜市立図書館 分館	橋本町1丁目10番地23	11,555 m ²
岐阜市体育ルーム		
岐阜市文化産業交流センター	橋本町1丁目10番地1	10,214 m ²
岐阜市文化センター	金町5丁目7番地2	10,270 m ²
岐阜市役所	今沢町18番地	17,545 m ²
岐阜市役所南庁舎	神田町1丁目11番地	5,003 m ²
ドリーシアター岐阜	明徳町6番地	3,952 m ²
岐阜市民会館	美江寺町2丁目6番地	8,266 m ²
保健所・中市民健康センター	都通2丁目19番地	
福祉健康センター	都通2丁目23番地	2,511 m ²
市民福祉活動センター	都通2丁目2番地	
みんなの森 ぎふメディアコスモス	司町40番地5	14,725 m ²
岐阜市子ども・若者総合支援センター	今川町1丁目6	2,852 m ²

資料：岐阜市まちづくり推進部調べ

(2) 岐阜市内の庁舎などの行政機関、病院、学校等の都市福利施設の立地状況

岐阜市内の都市福利施設の立地状況(施設数)は以下のとおりである。

移転計画としては、庁舎のうち「本庁舎、南庁舎、西別館、北別館、明徳庁舎」を統合し、中心市街地(つかさのまち)に新庁舎を建設することとしている。

【行政機関(市有施設)】

施設名	施設数	備考
庁舎	6	本庁舎、南庁舎、西別館、北別館、明徳庁舎、ハツ寺別館
事務所・連絡所	16	事務所7、連絡所等9
消防署・分署	15	消防署4(瑞穂消防署を除く)、分署11

資料：岐阜市まちづくり推進部調べ

【行政機関(市有施設)】

施設名	施設数	備考
病院・診療所	436	
保育所	47	

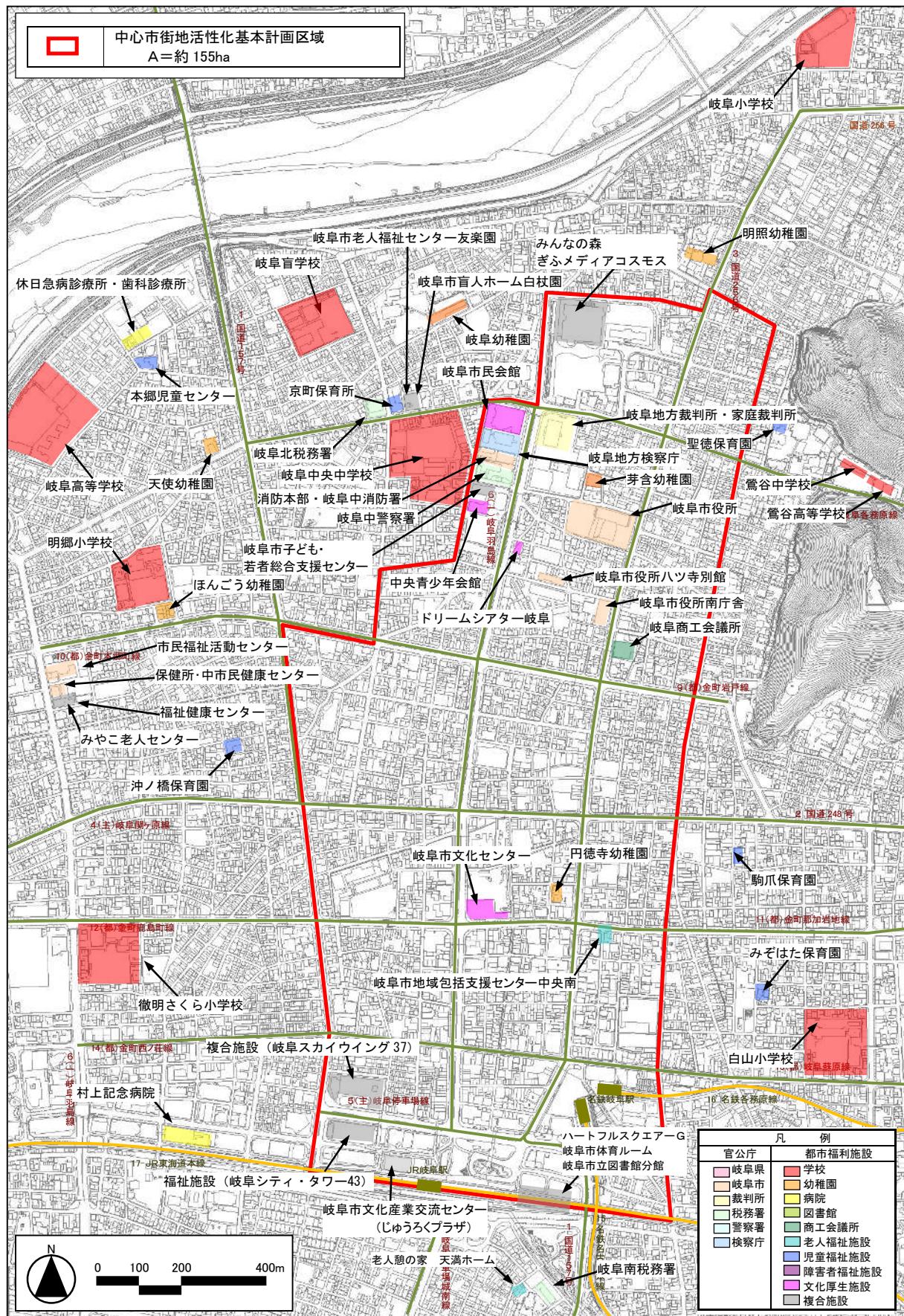
資料：岐阜市保健所、子ども未来部調べ

【行政機関(市有施設)】

施設名	施設数	施設内訳
幼稚園	41	市立2、私立39
小学校	48	市立46、国立1、私立1
中学校	27	市立22、国立1、私立4
高等学校	20	市立1、県立11、私立8
高等教育機関(大学、高専等)	8	市立2、国立1、私立5
専修学校、各種学校	25	専修学校(公立2、私立13)、各種学校(私立10)
図書館	3	市立2、県立1
博物館・美術館	2	市立1、県立1

資料：岐阜市まちづくり推進部調べ

【中心市街地及びその周辺の主な公共公益施設・都市福利施設の立地状況】



(3) 岐阜市及びその周辺の大規模小売店舗の立地状況

岐阜市及びその周辺(関市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、本巣郡北方町、愛知県一宮市)の 1,000 m²以上の大規模小売店舗の立地状況及び同地域内で店舗面積 10,000 m²を超える大規模小売店舗の概要は、以下のとおりである。

【大規模小売店舗の状況(岐阜市)】

	1,000～1,499 m ²	1,500～2,999 m ²	3,000～4,999 m ²	5,000～9,999 m ²	10,000 m ² 以上	計
店舗数(店)	16	36	10	6	9	77
店舗面積計(m ²)	21,273	77,375	38,416	36,932	178,118	352,114

資料：「東洋経済新報社「全国大型小売店総覧 2017」

【大規模小売店舗状況(岐阜市周辺)】

	関市	羽島市	各務原市	山県市	瑞穂市	本巣市	羽島郡岐南町	羽島郡笠松町	本巣郡北方町	一宮市	計
店舗数(店)	24	9	25	7	11	13	11	3	8	59	170
店舗面積計(m ²)	97,818	47,926	176,290	23,448	64,047	116,955	35,228	8,806	41,995	282,575	895,088

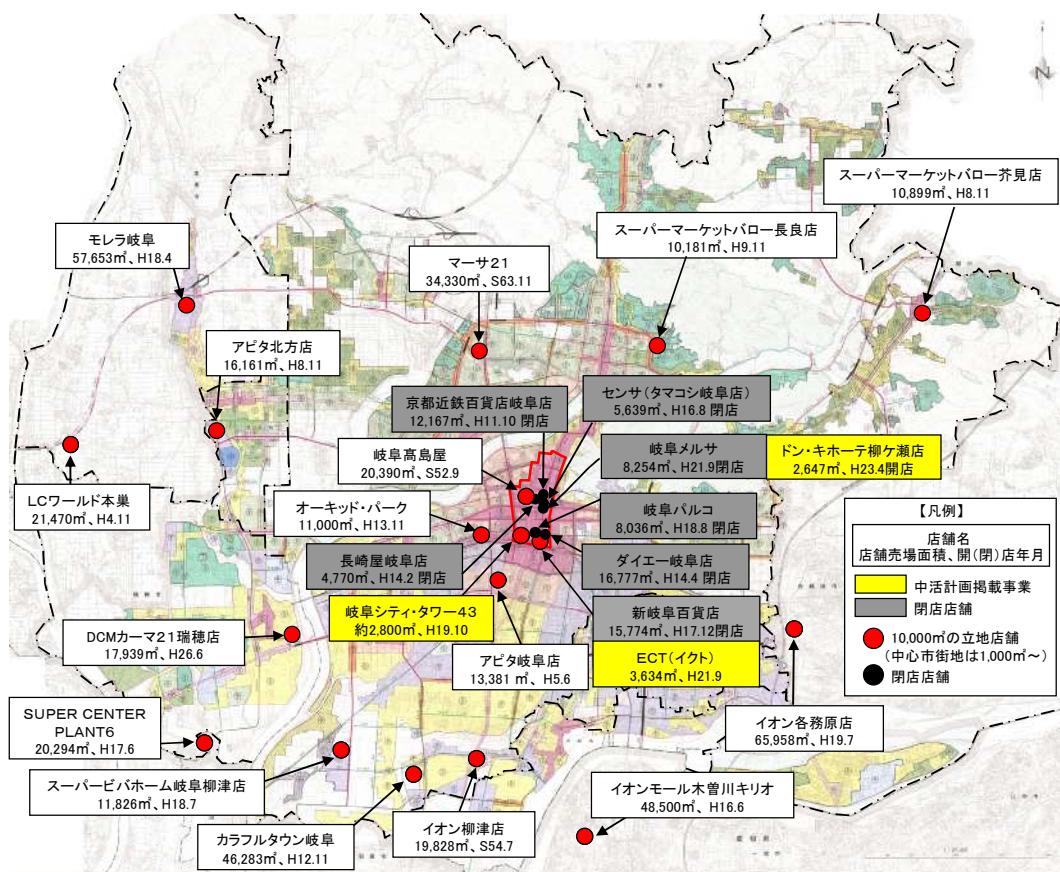
資料：「東洋経済新報社「全国大型小売店総覧 2017」

【岐阜市及びその周辺の大規模小売店舗(店舗面積 10,000 m²を超える)】

	市名	所在地	大規模小売店舗の名称	開店日	店舗面積(m ²)	核店舗
①	岐阜市	柳津町	カラフルタウン岐阜	H12. 11	46,283	イトーヨーカ堂
②	岐阜市	正木	マーサ21(イオン岐阜店)	S63. 11	34,330	イオンリテール
③	岐阜市	日ノ出町	平和ビル(岐阜タカシマヤ)	S52. 9	20,390	岐阜高島屋
④	岐阜市	柳津町	タイヨーショッピングセンター(イオン柳津店)	S54. 7	19,828	イオンリテール
⑤	岐阜市	加納神明町	岐阜ショッピングプラザ(アピタ岐阜店)	H5. 6	13,381	ユニー
⑥	岐阜市	柳津町	スーパーBバホーム岐阜柳津店	H18. 7	11,826	LIXILビバ
⑦	岐阜市	香蘭	オーキッド・パーク	H13. 11	11,000	ヤマナカ
⑧	岐阜市	芥見南山	スーパーMーチェットバロー芥見店	H8. 11	10,899	バロー
⑨	岐阜市	長良東	スーパーMーチェットバロー長良店	H9. 11	10,181	バロー
⑩	各務原市	那加萱場町	イオンモール各務原(イオン各務原店)	H19. 7	65,958	イオンリテール
⑪	瑞穂市	犀川	SUPER CENTER PLANT 6	H17. 6	20,294	PLANT
⑫	瑞穂市	穂積	瑞穂ショッピングセンター(DCMカーマ21瑞穂店)	H26. 6	17,939	DCMカーマ
⑬	本巣市	三橋	モレラ岐阜	H18. 4	57,653	バロー
⑭	本巣市	政田	L Cワールド本巣	H4. 11	21,470	トミダヤ
⑮	本巣郡北方町	平成	ザ・ノースモール21(アピタ北方店)	H8. 11	16,161	ユニー
⑯	愛知県一宮市	木曽川町	イオンモール木曽川キリオ(イオン木曽川店)	H16. 6	48,500	イオンリテール

資料：「東洋経済新報社「全国大型小売店総覧 2017」

【大規模小売店舗の立地状況(店舗面積 10,000 m²以上)】



資料：東洋経済新報社「全国大型小売店総覧 2017」

【岐阜市における用途地域別大規模小売店舗の立地状況】

分類	大規模小売店舗の名称	主な業務	店舗面積(m ²)	用途地域
郊外	カラフルタウン岐阜	ショッピングセンター	46,283	工業地域
郊外	マーサ21 (イオン岐阜店)	ショッピングセンター	34,330	近隣商業地域
中心	平和ビル (岐阜タカシマヤ)	百貨店	20,390	商業地域
郊外	タイヨーショッピングセンター (イオン柳津店)	ショッピングセンター	19,828	近隣商業地域
郊外	岐阜ショッピングプラザ (アピタ岐阜店)	総合スーパー	13,381	準工業地域
郊外	スープービバホーム岐阜柳津店	ホームセンター	11,826	準工業地域
郊外	オーキッド・パーク	ショッピングセンター	11,000	商業地域
郊外	スープーマーケットバロー芥見店	食品スーパー	10,899	商業地域
郊外	スープーマーケットバロー長良店	食品スーパー	10,181	準居住地域

資料：東洋経済新報社「全国大型小売店総覧 2017」

店舗面積 10,000 m²以上の郊外の大規模小売店舗については、8 件中 2 件が準工業地域に立地している。

[4] 都市機能の集積のための事業等

本計画に記載した事業等のうち、都市機能の集積に特に資すると考えられるものは、以下のリストに網掛けをした事業等である。

事 業 名 称	記 載 箇 所				
	第 4 章 市街地 整備改善	第 5 章 都市福利 施設	第 6 章 住宅の 供給	第 7 章 商業の 活性化	第 8 章 公共交通の 利便性増進等
高島屋南地区整備事業(高島屋南地区第一種市街地再開発事業)	●		●		
岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業	●		●		
公共サイン整備事業	●				
司町1号線ほか1路線道路整備事業	●				
岐阜市中心部地域都市再生総合整備事業 (岐阜駅周辺地区整備事業)	●				
無電柱化推進事業(市道 蕨城町玉宮町線)	●				
自転車走行環境整備事業	●				
街並み整備推進事業	●				
新庁舎建設事業		●			
高島屋南地区整備事業(高島屋南地区公共施設整備事業)		●			
健康ステーション事業(岐阜市柳ヶ瀬健康ステーション)		●			
まちなか居住支援事業			●		
ライオンズ岐阜マークスフォート整備事業			●		
「ぎふ市子育て応援アプリ」運営事業			●		●
大規模小売店舗立地法の特例措置				●	
不動産のリノベーション及び貸し出し事業				●	
空き店舗対策事業				●	
信長楽市				●	
道三まつり(イベントシリーズ“春”)				●	
ぎふ信長まつり(イベントシリーズ“秋”)				●	
柳ヶ瀬ジュラシックアーケード				●	
せんい祭				●	
遊休不動産利活用促進事業				●	
サンデービルдинグマーケット				●	
ぎふ信長楽市推進事業				●	
中心市街地イベント発信事業「のぶすと！」				●	
柳ヶ瀬の広報戦略事業				●	
商店街魅力向上事業				●	
岐阜駅前・玉宮の都市観光化事業				●	
バスde メディコス事業					●
SWC推進事業(スマートウォルネスぎふ 健幸ウォーク)					●
ぎふ市民健康まつり					●
メディアコスモス春季・秋季事業 (市民ボランティアによる自主事業)					●
メディアコスモス夏季事業(施設利用促進事業)					●
メディアコスモス冬季事業(テニテオイルミナード事業)					●
中心市街地活性化支援事業					●
岐阜市中小企業融資制度 (新産業振興資金みらい戦略資金〈重点施策枠〉)					●
ビジネスチャレンジ支援事業					●
事業創造支援補助金(新規事業開発補助金)					●
ビジネス支援事業					●
エキスパートバンク等専門家派遣事業					●
創業・起業支援事業					●
外国人観光客受入環境整備支援事業					●
シティプロモーション冊子及びホームページを 活用したプロモーション					●
テレビ・ラジオ等広報事業					●
岐阜市農業まつり					●
さんぽ de 野外ライブ					●
岐阜市まるごと環境フェア					●
鮎菓子たべよ～博					●
図書館によるまちおこし(市民文庫の設置)					●

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容・結果等

(1) にぎわいの創出に関する活動

① 道路空間の有効活用社会実験（国土交通省）

平成16年10月、12月に玉宮通りで、国土交通省の支援による道路空間活用(オープンカフェ等)の社会実験を行ったが、歩行者通行量は平常時より50%程度増加した。

また、来街者に対するアンケート調査では、“オープンカフェ”は45.4%、“フリーマーケット”は36.3%、“ワゴンセール”は29.1%の人が良かったと評価し、こうした取組みによる道路空間の活用をもっと広げるほうが良いかという問には、80.6%の人が“もっと増えてほしい”と答えた。

この社会実験から、商店街のモール化とにぎわいの仕掛けづくりにより商店街の集客性が向上することが実証され、その後、信長まつり時等定期的に道路空間活用を実施している。

玉宮通り商店街によるこうした継続的な取り組みが評価され、平成18年、中小企業庁により、「がんばる商店街77選」の一つに選定された。

今後、さらにまちの魅力に磨きをかけ、集客性を高めるとともに、魅力ある都市景観を創出するため、無電柱化事業を実施することとし、基本計画に位置づける。

【玉宮通りオープンカフェ等の社会実験における歩行者通行量の変化】

		調査ポイント1		調査ポイント2		
開催月日		曜日	歩行者 通行量	通行量 平均の 割合	歩行者 通行量	通行量 平均の 割合
実験前	9月18日	土	1,901	2,241		
	9月19日	日	2,260	2,618		
	計		4,161		4,859	
	平均		2,081	1.00	2,430	1.00
実験中	10月2日	土	4,083	3,895		
	10月3日	日	3,619	4,041		
	10月10日	日	2,811	3,017		
	10月16日	土	3,123	3,444		
	計		13,636		14,397	
	平均		3,409	1.64	3,599	1.48

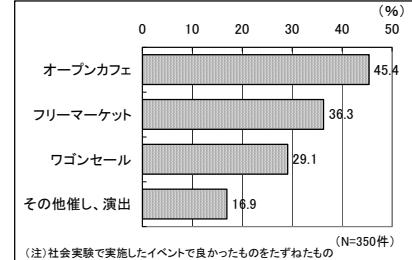
(注1)実施年月：平成16年10月

(注2)調査時間：10時～17時

(注3)実験内容: オープンカフェ、イベント、ワゴンセール、フリーマーケット

資料：岐阜市「光と緑あふれる歩行者空間創出実験(平成16年)」

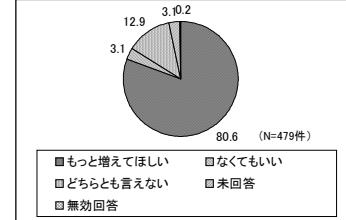
【社会実験で実施したイベントで良かったもの】



(注)社会実験で実施したイベントで良かったものをたずねたもの

資料:岐阜市「光と緑あふれる歩行者空間創出実験(平成16年)」

【オープンカフェ等による道路空間の活用を
もっと広げる方がいいか】



資料:岐阜市「光と緑あふれる歩行者空間
創出実験(平成16年)」

【「がんばる商店街 77 選」の掲載内容】

(出典：経済産業省中小企業庁「がんばる商店街 77 選（平成 18 年）」)

② ハロー！やながせプロジェクト

平成 24 年、柳ヶ瀬の若手商店主・デザイナーを中心とした有志「ハロー！やながせ」は、柳ヶ瀬商店街の楽しさや魅力を伝えるイベント開催や情報発信をきっかけに、商店街に新しい仲間を呼び込む活動を始めた。

「本とまち」をテーマに、「やながせ一箱古本市」を開催し、世代を越えた客層に来街する機会を設けたり、メンバーが編集した小冊子「柳ヶ瀬 BOOK」を発行し、まちの隠れた魅力を発信した。ハロー！やながせは、クラフト系と呼ばれる作家性の強い若者の集団であり、ゆえにこの集団が関わる店においては、これまでの商店街の客層とは違い、若い女性客層からの圧倒的支持を受けていた特徴があった。この特徴を生かし、柳ヶ瀬商店街の路上で定期的なクラフト市を開催することとなり、マルシェ型イベント「サンデービルディングマーケット」を実施することとし、基本計画に位置づける。

【ハロー！やながせ】



【サンデービルディングマーケット】



③ ウィークエンドビルディングストアーズ

サンデービルディングマーケットが、まちを再生させる取り組みとして一定の集客を達成したことから、次のステップとして、平成 27 年 11 月、月 1 回のマーケット出店者の常設店を目指し、新しいテナント人材の発掘・育成を目的とした毎週末にオープンする「ウィークエンドビルディングストアーズ」を始めた。

この取り組みは、サンデービルディングマーケットの中心エリアに立地するロイヤルビルの空きテナント部分を活用して短期出店を行える施設を開設し、創業希望者のテストマーケティングの機会をつくり、店づくりのノウハウ提供やサポートするなど、若い世代が注目する商業スポットとしてまちの魅力を発信するものである。今後、さらに、魅力ある創業者を発掘し、遊休不動産の利活用を促進するため、不動産のリノベーション及び貸し出し事業を実施することとし、基本計画に位置づける。

【ウィークエンドビルディングストアーズ】



【ロイヤル40】

※築 40 年経過した商業施設の一部の区画を、ショップ、アトリエスペースとしてリノベーションするプロジェクト



④ インバウンド向けの免税店マップ作成

岐阜市にぎわいまち公社は、岐阜駅、玉宮地区周辺のビジネスホテルに宿泊する外国人旅行者、いわゆるインバウンドの宿泊者が増加していることに着目し、中心市街地で観光庁の免税店シンボルマークの登録を行っている店舗を紹介する「免税店マップ」を、平成 29 年 12 月に実験的に作成した。インバウンド対策は様々な主体が関心を寄せており、(仮称)世界のタマミヤプロジェクトは「岐阜駅前・玉宮の都市観光化事業」を実施することとし、基本計画に位置づける。

【免税店マップ】



(2) その他活動

レンタサイクル事業

岐阜市は、平成 15 年に「レンタサイクル社会実験」を行い、好評であったことから、平成 17 年 10 月、中心市街地を含む市内 3 か所をポートとして本格実施を開始した。その後、さらなる利便性の向上が望まれたことから、平成 19 年度から平成 29 年度の間に 4 か所増設し、現在 7 か所のポートでレンタサイクルを運営している。

利用者数は増加傾向にあり、利用目的の約 7 割が観光及び買物など日常生活で使用されていることから、利便性向上がまちの活性化に寄与するものと考えられる。

[2] 都市計画との調和等

本計画は、「総合計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「立地適正化計画」に定められた方針等に適合している(10. [1] 都市機能の集積の促進の考え方を参照)。また、以下に示す「都市計画マスターplan」、「地域公共交通網形成計画」に示された方針等とも適合している。

(1) 岐阜市都市計画マスターplan

[全体構想：平成20年12月策定、地域別構想：平成22年5月策定]

① 都市づくりの基本理念

全体構想では、【豊かな自然と歴史に恵まれた環境のなかで、コンパクトな市街地が互いに連携した、安全で安心な活力あふれる県都】を基本理念として掲げ、集約型の都市構造の実現を目指している。

【目指す都市像のイメージ】

豊かな自然と歴史に恵まれた環境のなかで、活力と魅力のある観光・産業拠点等が適正に配置された都市を目指します。

中心部では賑わいと魅力ある空間の形成、周辺・郊外部では日常的なサービスを享受できる快適な生活圏の形成を目指します。

また、環境との共生や、魅力ある都市景観の形成を図り、市民がいきいきと安全で安心して暮らせるスローライフ等の多様で幅広い価値観に対応した都市を目指します。

さらに、県都としてふさわしい中心的な都市を目指します。

② 重点目標

基本理念を実現するために、5つの目標を定め、その中に「交通システムが確保され、集約型の市街地が形成されたまちづくり」、「活力とにぎわいのあるまちづくり」を掲げ、中心市街地での商業・居住などの都市機能の集積を図り、まちなか居住やにぎわいの創出などを推進し、さらなる活性化を図るとしている。

【重点目標】

目標① 交通システムが確保され、集約型の市街地が形勢されたまちづくり

人口減少、高齢化、地球環境負荷の低減などの課題に対応するため、これまでのような外延的拡大型の市街地形成を見直し、既存の都市基盤を有効に活用し、日常生活のサービスが充足される地域生活拠点等を中心とした、まとまりある集約型の市街地形成への転換を図ります。

また、県都としての中核性を支える観光・文化・産業などの様々な都市機能を都市全体の視点から適切に配置し、中心市街地では商業・居住などの都市機能の集積を図ります。

それらの都市機能や地域生活圏を、公共交通ネットワークの形成などにより連携とともに、歩行者や自転車が安全に通行できる交通環境の整備を進めます。

目標② 活力とにぎわいのあるまちづくり

県都として活力・交流・にぎわいのある環境が形成されるよう、中京圏や北陸圏と連携できる広域的な幹線道路網の強化を進めます。

中心市街地では、集約型の市街地形成を先導する役割を担う、まちなか居住やにぎわいの創出などを推進し活性化を図ります。

また、市の活力や魅力を高めるものづくり産業やまちなか観光などを推進し、活力・交流・にぎわいのあるまちづくりを進めます。

目標③ 都市の魅力を高める美しい景観・環境が創出されたまちづくり(略)

目標④ 安全・安心で、質の高い暮らしを支える住環境の整ったまちづくり(略)

目標⑤ まちづくりの担い手の育成と、市民協働によるまちづくり(略)

③ まちづくりの基本方針 [中央部①(中心市街地を含む地域)]

地域別構想では、中心市街地を含む中央部①地域のまちづくりの基本方針を以下のように掲げている。

【まちづくりの基本方針】(中心市街地関連を抜粋)

- ・本市の都市拠点として、商業、業務機能など高度で多様な都市機能の一層の集積を図り、県都としての本市の魅力向上を目指します。
- ・岐阜駅周辺から岐阜大学医学部跡地等周辺に至る地区については、地区特性に応じて、商業・業務機能、居住機能さらに公共・公益機能といった多くの機能を適切に配置することにより、まちなか居住の推進、商業の活性化の増進、にぎわいの創出を目指します。
- ・高度で多様な都市サービスや公共交通の利便性などが享受でき、日常生活を便利で快適に過ごすことができる都市環境づくりを目指します。

(2) 岐阜市地域公共交通網形成計画 [平成 27 年 3 月策定]

① 将来のまちの姿と方向性

公共交通を軸に都市機能が集積した歩いて出かけられるまち

○安全で円滑な公共交通を軸とし、徒歩、自転車及び自動車を含めた総合的な都市交通施策の推進により、都市の再構築(リノベーション)がされた魅力あるまちづくりを推進します。

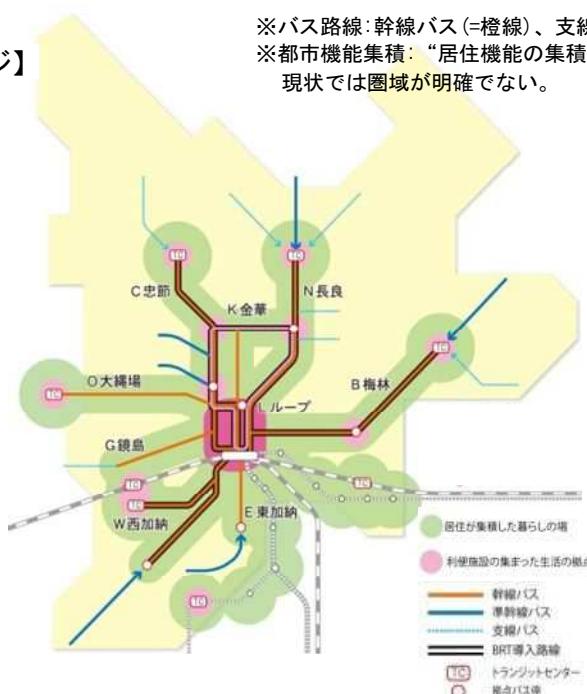
○高度に都市機能が集積した中心市街地と、身近な生活拠点を核とした地域生活圏が密接に結びついた、多様な地域核が有機的に連携した、環境負荷の少ない持続的発展が可能な集約型都市構造(コンパクトシティ)の実現を目指します。

② 公共交通の方針

都市の基軸となる公共交通網の形成により、利便性の高い公共交通ネットワークを構築します。

【将来の公共交通軸と 都市機能集積のイメージ】

※バス路線:幹線バス(=橙線)、支線バス(=水色点線)で表示
※都市機能集積:“居住機能の集積”を緑色圏域で表示
現状では圏域が明確でない。



[3] その他の事項

中心市街地の活性化を推進するにあたり、民間、地域、行政など様々な主体による連携組織が設立されている。

また、岐阜市では、都市機能を総合的に増進するため、中心市街地整備推進機構と都市再生推進法人を指定している。

(1) JR岐阜駅周辺施設連携促進協議会

岐阜駅周辺地域の活性化を目指し、JR岐阜駅とその周辺施設(ハートフルスクエアG、アスティ岐阜、アクティブG、じゅうろくプラザ、岐阜シティ・タワー43)、岐阜県、岐阜市及び駅周辺地域関係者により、平成20年5月に設立された。県、市及び民間事業者や団体が連携し、活性化に向けた取り組みを実施している。

(2) 中心市街地活性化基本問題検討部会及びワーキンググループ

柳ヶ瀬を含めた中心市街地を魅力ある空間にしていくことが求められるなか、そのための仕組みづくりとして、中心市街地活性化協議会に中心市街地活性化基本問題検討部会を平成27年4月に設立した。

部会は、中心市街地を活性化させるための課題の具体的支援・解決方策の検討を行うため、必要に応じてワーキンググループを設置し、協議及び実践内容の報告を受け、進捗状況の確認や情報を共有し、活性化に向けた取り組みを実施している。

(3) 中心市街地整備推進機構

岐阜市の出資法人の中で、「中心市街地活性化に関する事業」を行うことを定めている「財団法人岐阜市にぎわいまち公社(平成24年4月より一般財団法人)」から、中心市街地整備推進機構の指定の申請があり、平成18年8月11日に指定した。

同公社は、まちづくり活動に関することなども実施しているが、中心市街地整備推進機構の指定を受けたことを機に、中心市街地活性化とまちづくりとを融合させ、平成20年7月に商店街の情報発信拠点として「岐阜市柳ヶ瀬あい愛ステーション」を整備し、市や商店街等と連携しながら数々の活性化への取り組みを実施している。

(4) 都市再生推進法人

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に基づき、都市再生の新たな担い手として行政と連携したまちづくりに取り組む法人として、「柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社」から都市再生推進法人の指定の申請があり、平成29年7月7日に指定した。

同会社は、サンデービルディングマーケット、遊休不動産の利活用等各種事業に対するコンサルティング事業を行っており、「柳ヶ瀬に新しい商いを生み、土地・エリアの価値を高めて、次世代にまちを引き継ぐ」ためのまちづくり活動を、柳ヶ瀬の商店主・地域住民と連携し、活性化に向けた取り組みを実施している。

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	意義については、「1. 7 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」に記載。 目標については、「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載。
	認定の手続	中心市街地活性化協議会から、本計画に対し「妥当なものである」との意見を受けている。(9. 2 中心市街地活性化協議会に関する事項を参照)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	都市機能が集積し、商業活動が盛んである区域を設定している。(2. 中心市街地の位置及び区域を参照)
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	市町村の推進体制、中心市街地活性化協議会との関係、客観的現状分析やニーズ分析に基づく実施、様々な主体の巻き込み等を考慮している。(9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項を参照)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	上位計画、関連計画においても、中心市街地への都市機能の集積に取り組むことが位置づけられている。(10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項を参照)
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	個々の事業等のいくつかで、実践的・試行的活動に取り組むとともに、様々な主体が連携して推進する計画となっている。(11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項を参照)
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	中心市街地活性化の目標を達成するための、計画期間内で実現する事業等を記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している個々の事業等の実施が、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している。(3. 中心市街地の活性化の目標を参照)
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	個々の事業等について、実施主体を記載している。
	事業の実施スケジュールが明確であること	個々の事業等について、実施時期を記載している。

岐阜市中心市街地活性化基本計画

平成30年4月

[平成30年 3月23日 認定]

[平成30年11月29日 変更]

[平成31年 3月26日 変更]

[令和 元年11月29日 変更]

[令和 2年 3月31日 変更]

[令和 3年 3月12日 変更]

[令和 3年 3月31日 変更]

[令和 4年 3月 8日 変更]

編 集 岐阜市 まちづくり推進部 まちづくり推進政策課

〒500-8701

岐阜県岐阜市司町40番地1

電話 (058) 214-4494 FAX (058) 262-5683

E-Mail machi-sei@city.gifu.gifu.jp

HomePage <https://www.city.gifu.lg.jp>